令和８年度

緑小学校プール解体工事

図面リスト

〔意匠図〕			〔構造図〕			〔電気設備図〕			〔機械設備図〕		
図面番号	図面名称	縮　尺	図面番号	図面名称	縮　尺	図面番号	図面名称	縮　尺	図面番号	図面名称	
Ａ－０１	特記仕様書（解体その１）	NonScale	Ｓ－０１	[付属棟]基礎伏図・小屋伏図・軸組図【撤去図】	NonScale	Ｅ－０１	案内図・配置図【撤去図】	NonScale	Ｍ－０１	案内図・屋外配管図【撤去図】	NonScale
Ａ－０２	特記仕様書（解体その２）	NonScale	Ｓ－０２	[付属棟]鉄骨詳細図・断面表【撤去図】	NonScale	Ｅ－０２	平面図・照明器具図【撤去図】	NonScale	Ｍ－０２	埋設配管平面図【撤去図】	NonScale
Ａ－０３	案内図・配置図	1／500	Ｓ－０３	プール基礎伏図【撤去図】	NonScale	Ｅ－０３	動力制御盤 結線図【撤去図】	NonScale	Ｍ－０３	プールサイド排水平面図【撤去図】	NonScale
Ａ－０４	仮設計画図（参考図）	1／150	Ｓ－０４	プール基礎断面表【撤去図】	NonScale	Ｅ－０４	防犯カメラ設備図【撤去】	1／150	Ｍ－０４	付属棟配管平面図【撤去図】	NonScale
Ａ－０５	仕上表【撤去図】	NonScale	Ｓ－０５	プール平面図・断面図【撤去図】	NonScale	Ｅ－０５	防犯カメラ設備図【新設】	1／150	Ｍ－０５	便所配管断面図【撤去図】	NonScale
Ａ－０６	アスベスト分析結果・レベル一覧	NonScale	Ｓ－０６	プール周囲 断面詳細図・プール内フェンス詳細図【撤去図】	NonScale				Ｍ－０６	シャワー・機械室廻り配管平面図【撤去図】	NonScale
Ａ－０７	平面図【撤去図】	NonScale	Ｓ－０７	プール周囲 断面詳細図【撤去図】	NonScale				Ｍ－０７	ろ過装置図【撤去図】	NonScale
Ａ－０８	立面図・断面図【撤去図】	NonScale	Ｓ－０８	プール接合部・排水ピット詳細図【撤去図】	NonScale						
Ａ－０９	[付属棟]平面詳細図・断面詳細図【撤去図】	NonScale	Ｓ－０９	プールサイド伏図・プールサイド骨子図【撤去図】	NonScale						
Ａ－１０	[付属棟]断面詳細図【撤去図】	NonScale	Ｓ－１０	プールサイド鉄骨伏図【撤去図】	NonScale						
Ａ－１１	展開図・キープラン【撤去図】	NonScale	Ｓ－１１	プールサイド鉄骨伏図【撤去図】	NonScale						
Ａ－１２	倉庫展開図【撤去図】	NonScale	Ｓ－１２	プール洗面・洗眼・非常口 鉄骨詳細図【撤去図】	NonScale						
Ａ－１３	非常乗込階段・日除け詳細図【撤去図】	NonScale	Ｓ－１３	プールシャワー・洗体・足洗場 鉄骨詳細図【撤去図】	NonScale						
Ａ－１４	プール断面詳細図詳細図【撤去図】	NonScale	Ｓ－１４	プール嵩上げ詳細図【撤去図】	NonScale						
Ａ－１５	残置物リスト【撤去図】	NonScale	Ｓ－１５	プール入水梯子・他詳細図【撤去図】	NonScale						
Ａ－１６	外構撤去図	1／150	Ｓ－１６	プール本体断面改修詳細図【撤去図】	NonScale						
Ａ－１７	造成計画図	1／150	Ｓ－１７	プールフェンス詳細図【撤去図】	NonScale						
			Ｓ－１８	プール底板割付図【撤去図】							

※この図面はA3版印刷を標準とする。
（図面サイズ：A1版、A3版は50%縮小）

春日部市
学校教育部
教育施設課

日付	2026.7.17
縮尺	NONSCALE
工事名称	緑小学校プール解体工事
図面名称	表紙・図面リスト
図面No.	

工事名	緑小学校プール解体工事

特記仕様書

Ⅰ　工事概要

1．工事場所　春日部市緑町五丁目４番１号　　用途地域　指定なし

2．敷地面積　３０，５０９　㎡

3．工事種目（建物概要）

棟名称・構造・階数	建築面積	延べ面積
屋外プール　鋼板製全溶接構造（プール槽）	㎡	㎡
付属棟　Ｓ造　地上１階	㎡ 45.90	㎡ 45.90
	㎡	㎡
	㎡	㎡
	㎡	㎡
	㎡	㎡
合　計	㎡ 45.90	㎡ 45.90

4．工事範囲　緑小学校屋外プール及び付属棟の解体工事
解体工事後の造成工事

5．工　期

契約工期	契約確定日から令和　年　月　日まで
主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間	現場施工に着手するまで
現場代理人の現場への常駐を要しない期間	現場施工に着手するまで
現場施工期間	令和　年　月　日から令和　年　月　日まで ただし、仮設工事等は施設との協議による

Ⅱ　解体工事仕様

（１）質問回答書、本特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて春日部市建築工事特別共通仕様書、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書(令和７年版)」により、これら共通仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（令和７年版）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（令和７年版）による。
法令・基準・仕様書等は原則として施工時において最新のものを適用する。
なお、新たな版が出版され、当該基準によりがたい場合は、監督員と協議し、適用する基準等を決定する。
（２）本特記仕様書の表記
１）項目は、番号に○印のついたものを適用する。
２）特記事項は、◯印のついたものを適用する。
◯印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
◯印と ◎ 印の付いた場合は、共に適用する。
◯印と ※ の場合は、◯のみを適用する。
３）特記事項に記載の｛　．　．｝内の表示記号は、「春日部市建築工事特別共通仕様書」の当該項目を示す。
４）特記事項に記載の＜　．　．＞内の表示記号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目を示す。
５）特記事項に記載の［　．　．］内の表示記号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目を示す。
６）特記事項に記載の（　．　．）内の表示記号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目を示す。
７）注は標準仕様書記載事項で、注意すべきものを示す。

章	項目	特記事項
① 一般共通事項	①適用基準等	◯建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編） ◯埼玉県建築工事に伴う災害、公害及び事故防止対策要領 ◯建設副産物の手引き（埼玉県建設副産物対策協議会） ◯建設副産物適正処理推進要綱 ◯建設工事に伴う騒音振動対策技術指針 ◯埼玉県建築工事実務要覧 ◯地盤変動影響調査算定要領
	②官公署その他への届出手続き等	解体工事の通知書の提出等　<1.1.3> ※「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下、「建設リサイクル法」という。）第１１条の規定による通知書を作成し、監督員に提出すること。 ※上記通知書の各事項（変更がある場合は、変更後の内容）について、下請業者に周知徹底すること。 再資源化等完了の報告と記録 ※廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条第１項の規定により、監督員に書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関して記録を作成し、保存すること。 その他の届出手続等 ※その他、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。
	③条件明示事項	保険の種類　{1.1.3} ※法定外の労災保険（工事に従事する者(全ての下請負人を含む)の業務上の負傷等を対象とするもの） ※建設工事保険等（工事目的物及び工事材料等を対象とするもの） ※請負業者賠償責任保険等 保険の期間　※工事完成期日後１４日を含む期間　・
	④工事実績情報の登録	行う　{1.1.8}<1.1.4>
	⑤工事の記録等	工事写真は、着工前、各工程における作業状況、解体材の分別状況、完了時　<1.2.3>について、「春日部市建築工事写真作成要領」を参考に監督員と協議し、監督員の指示により撮影する。
	⑥施工管理	※現場代理人は現場に常駐し、現場の運営、取締りを行う。　<1.3.1>
	⑦電気保安技術者	適用する　{1.3.1}<1.3.3>
	⑧施工条件	施工時間　(1.3.5)<1.3.5> ※行政機関の休日に関する法律（S63第91号）に定める行政機関の休日以外とする。 ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。 ・以下の期間を除いた現場閉所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上であること。 年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間 指定期間（　　） 下記以外は監督員と協議する。 ・建設発生土材仮置場　（※図示　・　　） ・　（※図示　・　　）
	⑨環境保全等	建設機械　<1.3.9> ※建設機械は、原則として、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用する。
	10 引き渡しを要するもの	引き渡しを要するもの　<1.3.10> 名称 ／ 仕様等 ／ 備考
	⑪近隣に対する周知	・工事に先立ち、監督員と打ち合わせの上、住民及び関係自治会等に対して　<1.3.6>工事説明会を開催する。 ◯工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。 ・
	12 施工数量調査	調査範囲及び調査方法　※図示による（　　）　・　<1.5.1>
	13 技能士	適用する　（・とび作業　・　　）　{1.3.3}<1.6.2>
	⑭完成図等	完成図（製本）　※二つ折り（Ａ１版）製本，１部　・ファイル綴じ（Ａ３版），１部　{1.6.1、3} 完成図（電子化媒体）　※CD-R又はDVD-R，１部 CADデータの形式　・SXF(sfc)　・DXF　※JWW verについては監督員と協議する。
	15 完成写真	写真アルバムの提出　・行う（　部）　※行わない　{1.6.2} 完成写真は、春日部市が行う事務並びに春日部市が認めた広報に無償で使用できるものとする。
	16 施設CADデータの更新	行う
	17 現場管理	別途関連工事がある場合、その施工者と綿密な連絡をとり、全工事に支障のないよう施工すること。
	⑱施工計画書の提出	工事着手前に施工計画書を作成し、「分別解体等の計画等」を添付して監督員の承諾を受けること。　<1.2.2>
	⑲建築物除却届の提出	工事着手に先立ち、建築基準法第１５条第１項の規定による「建築物除却届」を作成し、監督員に提出すること。　<1.1.3>
	⑳再資源化等	「建設リサイクル法」、「彩の国建設リサイクル実施指針」、　<1.3.9> 「建設副産物の手引き」等を遵守し、建設廃棄物の再資源化等を推進すること。 立ち会いを求めると共に、調査した内容については当該関係者の承諾を受けること。
	㉑再資源化等完了の報告と記録	廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条第１項の規定により、監督員に書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関して記録を作成し保存すること。なお、塩ビライニング鋼管は継ぎ手リサイクル依頼伝票を、塩ビ管は購入証明書を提出すること。
	㉒廃棄物の処理	※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」を遵守し、マニフェストシステムにより適正に処理すること。 ※過積載等の違法運行の防止を図るとともに、道路交通法遵守を下請業者に徹底すること。
	㉓環境・安全対策	※工事着手前に付近の状況を調査し、環境保全ならびに安全対策に配慮し、工事を行うこと。 ※工事の施工にあたり、騒音、振動、ほこりの発生、土壌汚染、排水汚染などがないよう、万全の対策を講じること。 ※工事施工中、近隣（近隣住民・通行人・工作物・植栽・道路・建築物等）に損害を与えた場合には、受注者の責任において、損害の補償又は現状に復旧するものとする。
	㉔振動、騒音測定	※行う　・振動測定のみ行う 工事施工中、監督員の指定した場所に常設して行う。　箇所 工事中の内容や状況に応じて測定を行う。　箇所 仕様については監督員と協議の上決定すること。 近隣住民への表示　※大型表示板で測定期間中表示　・行わない
	㉕隣接建物等調査	※専門業者による周辺家屋の事前、事後調査を行う。調査に当たっては当該関係者の ※損傷箇所の測定、写真撮影、スケッチ、調査図等の作成を行い資料を２部提出すること。 ◎受注者の過失により近隣等に損害が生じた場合は受注者の責任に置いて現状復旧すること。 ※調査対象　解体工事前　件 解体工事後　件 調査方法については、「８ 周辺建築物等調査」による
	26 施工に注意を要する区域等	本工事場所は以下の区域等に指定等されているため、施工計画の作成　<1.1.12、13>及び施工に当たっては関係法令等の遵守に十分注意する。 ・周知の埋蔵文化財包蔵地　・史跡名勝天然記念物　・
	㉗関係法令等の遵守	受注者は工事に伴う道路占用許可、環境(騒音、振動、ほこり等)対策に係る諸申請等関係法令に照らし、必要と思われる手続を行い、工事を遅滞なく完了させること。　<1.1.13>
	㉘標識の提示	建設業法第40条及び建設リサイクル法第33条に規定する標識を掲示すること。{1.1.12} 公共工事現場へのコスト表示実施要領（H16.9技管）により、請負金額等を表示する。
	㉙既存樹木の保存	監督員の指示を受けた既存樹木等については、保護を行う。
	㉚下請業者の選定	市内業者の活用 ※各種下請業者については、優先的に市内業者を選定すること。 ※下請け業者に解体工事業者を選定する場合は、所定の建設業許可又は埼玉県知事による解体工事業の登録している者を選定すること。
	㉛下請業者の指導	受注者は、建設廃棄物の再資源化等を適切に行うよう下請業者を指導すること。
	㉜工事用図面	・工事用着手時原設計図　縮小製図（A3版　A3版以上の設計図はA3に縮小） ※要（ 4 部）　・不要
	㉝その他	他の同時期の工事と連携や協調を取ること。 工事に伴い必要な諸官庁署への手続き・届出・申請は本工事に含む。
② 仮設工事	①騒音・粉じん等の対策	騒音・粉じん等の対策　<2.2.1> ※防音パネル　◯防音シート　・ 設置範囲及び高さ ※図示　・ ※作業に先立ち、散水・養生等を十分に行うこと。
	②足場その他	<2.2.2> 足場を設ける場合、「「手すり先行工法等に関するガイドライン」について」(厚生労働省）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。なお、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の（1）手すり据置方式又は（2）手すり先行専用足場方式により行うこと。 墜落制止用器具の使用は、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」(厚生労働省)による。 ・フルハーネス型墜落制止用器具を用いる。 幅が１メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する。（労働安全衛生規則第561条の2）
	③仮囲い等	※図示　・　<2.2.2> 図示の有無に関わらず、監督員と協議の上、必要に応じ適切に配置し的確に対応すること。
	④工事概要案内板	設置する　<2.3.1>
	5 監督員事務所等	・設置する　※設置しない（下記備品のみ用意する）　<2.3.1> 規模　・既存建物内の一部を使用　・構内に新設（　　㎡程度） 備品（　名分相当） ・机　・椅子　・書棚　・黒板　・掛時計　・寒暖計　・長靴　・雨合羽　・保護帽 ・懐中電灯　・墜落制止用器具　・軍手　・衣類ロッカー　・荷物ロッカー（鍵付き） ・冷暖房機器　・消火器　・湯沸器　・茶器　・掃除用具　・電話機 ・ＦＡＸ　・電子メール通信機器　・スキャナー　・プリンター
	⑥仮設物	仮設物の位置・仕様・車両の進入方法等、施設内の車両の通行路について、　<2.3.1>施工前に必ず監督員、施設管理者と協議すること。
	7 山留めの撤去	山留めの存置　・あり（図示）　※なし　<2.4.3> 鋼矢板等の抜き跡の処理　※図示　・
	⑧工事用水	構内既存の施設　※利用できない　・利用できる（※有償　・無償） **◎本工事に必要な水などの費用は、受注者の負担とする。**
	⑨工事用電力	構内既存の施設　※利用できない　・利用できる（※有償　・無償） **◎本工事に必要な電気などの費用は、受注者の負担とする。**
	⑩火元責任者	火災防止に配慮し、火元責任者を配すること。
	⑪交通誘導員	・必要に応じ搬入路付近に交通誘導員を配置する。 ・図示による
	12 快適トイレ	仕様　※図示
	⑬その他	◯仮囲い等は現場の状況に合わせて適宜計画すること。 ◯ゲート等の位置は監督員と協議のうえ、必要に応じて適切な位置に移動すること。 ◯仮設材の位置・仕様・車両の通行路と進入方法等について、施工前に必ず監督員と協議すること。 ◯近隣や施設の行事予定を把握し、工事車両の入場計画を立てること。 遠隔臨場 ・発注者指定　・受注者希望
③ 解体施工	1 浄化槽・排水槽等	汚水、汚物等の回収、洗浄、消毒等の措置　<3.2.1> ・行う　・行わない
	2 杭の解体	杭の解体工法　<3.9.2> ・引抜き工法（引抜いた杭の処理　※現場破砕　・破砕施設搬入　・図示） ・破砕工法 杭撤去跡の充填 充填材料　・山砂　・流動化処理土　・セメントミルク　・ 配合計画　※監督員との協議による　・ 杭位置の測量 ・行う（測量する杭　・全て　・図示　・監督員との協議による） ※行わない
	3 屋外設備等	電柱の撤去　・行う（※図示　・　）　・行わない　<3.10.1> 外灯の撤去　・行う（※図示　・　）　・行わない フェンス等工作物の撤去　・行う（※図示　・　）　・行わない
	④樹木等	樹木の伐採伐根及び移植　<3.11.1> ※図示　・
	⑤地下埋設物・埋設配管	※図示　・　{1.2.1}<3.12.1> 埋設管の処置 ※地中埋設管(給水、排水、ガス等)については、監督員の指示による。 ※プラグ止等の措置をする　・全て撤去する ※官公庁への申請手続きは本工事の範囲とする。
	⑥設備機器等	解体事前処理（油類タンク） ◯機械設備図による。 ・解体に先立ち、燃料配管、燃料槽、燃料小出槽等に残油がないことを確認する。 必要に応じて残油を抜き取り、燃料を土壌に流失させないように注意する。 ・燃料槽、燃料小出槽は、洗浄のうえ中和処理を行う。 解体事前処理（冷媒） ・冷媒を屋外機にポンプダウンした撤去を行う機器は下記による。 図面番号 ／ 記号 ・冷媒を回収した後撤去を行う機器は下記による。 図面番号 ／ 記号
	⑦解体後の整地	解体後の埋戻し及び盛土　{1.2.2}<3.13.1> ◯行う 整地高さ ◯現状ＧＬ　・図示 埋戻し及び盛土の材料 ・山砂の類　◯現場の建設発生土の中の良質土　・再生コンクリート砂 埋戻し及び盛土に当たっては、各層30cm程度毎に締め固めること。 ・行わない 表層の砂利敷き　(22.9.2) ※行わない ◯行う（・砂利敷き　B種　◯ **再生砕石**　）
	8 解体後の柵の設置	する（解体後、監督員の指示に従い、敷地内に進入できないよう柵、立入禁止の表示板等を設置する。）
	⑨解体工事全般	◯工事の施工にあたり、騒音・振動については万全の対策を講じること。 ◯コンクリートガラ運搬については、現地破砕を削減し、なるべく大ガラにて運搬し処理施設にて受入れる廃棄規模に応じ破砕等を行うこと。 ・ 建設発生土について ◯場内敷均し ・他現場へ搬出（　　） ・場外搬出適切処理（搬出場所：　　）
④ 建設廃棄物の処理	①一般事項	{1.1.12} ※受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、次の対象工事について、工事着手前に本工事に係る「再生資源利用[促進]計画書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報交換システム（ＣＯＢＲＩＳ）により作成し、施工計画書に含め各１部提出する。 また、工事完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、「再生資源利用[促進]実施書」及び「工事登録証明書」を同システムにより作成し、各１部提出するとともに、これらの記録を保存する。 (a) 再生資源利用計画書(実施書)の作成対象工事(下記のいずれかに該当する工事) (1)　500m³以上の土砂を搬入する工事 (2)　500ｔ以上の砕石を搬入する工事 (3)　200ｔ以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事 (4)　最終工事請負金額が100万円以上の工事 （計画書については、当初工事請負金額が100万円以上の工事） (b) 再生資源利用促進計画書(実施書)の作成対象工事(下記のいずれかに該当する工事) (1)　500m³以上の建設発生土を搬出する工事 (2)　アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で200ｔ以上搬出する工事 (3)　最終工事請負金額が100万円以上の工事 （計画書については、当初工事請負金額が100万円以上の工事）

春日部市 学校教育部 教育施設課	日付 2026.7.17 縮尺 ―	工事名称 緑小学校プール解体工事 図面名称 特記仕様書（解体その１）	図面No. A-01

5 特別管理産業廃棄物の処理

② 再資源化等（再資源化及び縮減）

<4.4.1>

建設廃棄物の種類	備考
⊙コンクリート	
・コンクリート及び鉄から成る建設資材	
⊙木材	
・アスファルトコンクリート	
・金属類	
・建設泥土	
・小形二次電池	
・蛍光ランプ及びＨＩＤランプ	
・硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管及び継手	
・ガラス	
・木材（縮減）	

中間処理施設又は再資源化施設の別
・監督員と協議　・

3 再資源化し、現場で利用する建設廃棄物

<4.4.1>

廃棄物の種類	数　量	備　考

4 産業廃棄物広域認定制度の活用

<4.4.2>

廃棄物の種類	備　考

⑤ 最終処分

<4.4.3>

廃棄物の種類	備　考

最終処分場
⊙監督員と協議　・

6 処理に注意を要する建設廃棄物

<4.5.1>

廃棄物の種類	備　考
・石綿含有せっこうボード	
・ひ素・カドミウム含有せっこうボード	
・上記以外のせっこうボード	
・ＣＣＡ処理木材	
・	

廃棄物の処理
・監督員と協議　・

7 舗装版切断時に発生する濁水の処理

（濁水の処理）
中間処理施設を選定する場合には事前に監督員の承諾を得るものとする。
種類　　汚泥

（共通事項）
1　受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥として中間処理施設に運搬及び処理するものとする
2　受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。
3　受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬業委託契約を締結しなければならないものとする。
4　受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「ﾏﾆｭﾌｪｽﾄ」という。）により管理するものとする。
（提出書類等）
1　受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。
2　受注者は、工事完成後速やかにﾏﾆｭﾌｪｽﾄの写しを監督員に提出しなければならないものとする。

（その他）
受注者は、バキューム式以外の工法（舗装版切断時に濁水を生じない等）を使用する場合においては、事前に発注者と協議するものとする。

1 施工調査

※特別管理産業廃棄物の調査を次により行う。　<5.1.2>
（1）特別管理産業廃棄物の使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。
（2）特別管理産業廃棄物に応じた、収集運搬業者、処分業者、回収業者、産業廃棄物処理施設、処分条件等を調査する。
（3）調査結果は調書にとりまとめ、監督員に提出する。

2 分析調査

<5.1.2>

分析調査を行う特別管理産業廃棄物等の種類	採取する部位・箇所数	備　考
・PCB 含有シーリング分析調査（第一次判定）	部　位　・図示　・ 箇所数：　箇所	
・PCB 含有シーリング分析調査（第二次判定）	部　位　・図示　・ 箇所数：　箇所	
・	部　位　・図示　・ 箇所数：　箇所	
・	部　位　・図示　・ 箇所数：　箇所	

・PCB含有シーリング分析調査　<5.4.1>
・監督員と協議　・

・PCBを含む機器の微量PCBの分析調査　<5.4.1>
・

・絶縁油のPCB含有量の分析調査
「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（厚生省）」又は「絶縁油中の微量ＰＣＢに関する簡易測定法マニュアル（環境省）」により行う。

・ダイオキシン類のサンプリング調査　<5.4.1>
「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱」により行う。

3 特別管理産業廃棄物の処理

<5.4.1>

特別管理産業廃棄物の種類	備　考
・廃石綿等	
・PCBを含む機器類	
・PCB含有シーリング材	
・廃油	
・廃酸/廃アルカリ	
・ダイオキシン類	

処理施設
・監督員と協議　・

4 PCBを含む機器類

引渡しを要する機器類　<5.4.1>
・

5 PCB含有ｼｰﾘﾝｸﾞ材

除去処理工事　<5.4.1>
除去範囲　※図示　・
撤去方法　・「標準施工要領書（日本シーリング工事業協同組合連合会／日本シーリング材工業会）」による。

6 ダイオキシン類

廃棄物の焼却施設の解体　<5.4.1>
解体方法
・
処分方法
・

⑥ 石綿含有建材の除去及び処理

1 石綿含有建材の事前調査

石綿含有建材の事前調査　<1.4.1>
工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等により石綿を含有している吹き付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査し、監督員に報告する。
調査範囲（・　　・図示　　）
貸与資料（　　）
※石綿含有分析調査報告書（R8.4/27）

2 石綿含有分析調査

分析による石綿含有建材の調査　<1.4.1>
分析対象
アモサイト、クリソタイル、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト

分析方法

材　料　名	定性分析方法		定量分析方法	
	JIS A 1481-1	JIS A 1481-2	JIS A 1481-3	JIS A 1481-4
・ｱｽﾌｧﾙﾄ防水(屋根)	※　箇所	・　箇所	・　箇所	・　箇所
・	※　箇所	・　箇所	・　箇所	・　箇所
・	※　箇所	・　箇所	・　箇所	・　箇所

サンプル数　１箇所あたり３サンプル
吹付け材及び保温材等は　※　１０cm³　/箇所　・　　/箇所　とする。
成形板は　※１００cm²　/箇所　・　　/箇所　とする。
採取箇所　・図示　・
分析結果については監督員に提出すること。

③ 石綿粉じん濃度測定

測定時期、場所及び測定点　<6.1.3>

適用 レﾍﾞﾙ1	適用 レﾍﾞﾙ2	適用 レﾍﾞﾙ3	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（処理作業室ごと）
※	※	・	測定１	処理作業前	処理作業室内	・各2又は3点　・（　）点
※	※	・	測定２		施工区画周辺又は敷地境界	・各2点　・（　）点
・	・	・	測定３	処理作業中	処理作業室内	（　）点
※		・	測定４		ｾｷｭﾘﾃｨｰｹﾞｰﾝ入口	・各1点　・（　）点
※	・	・	測定５		集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合）	・各1点　・（　）点
※	・	・	測定６		施工区画周辺又は敷地境界	・4方向各1点　・（　）点
※	※	※	測定７	処理作業後（隔離ｼｰﾄ撤去前）	処理作業室内	⊙各2点(ﾚﾍﾞﾙ3は各1点)　・（　）点
※	※	・	測定８		施工区画周辺又は敷地境界	・4方向各1点
・	・	・	測定９	処理作業後（ｼｰﾄ撤去後1週間以降）	処理作業室内	（　）点
・	・	・	測定10		施工区画周辺又は敷地境界	（　）点

測定方法
・自動測定器による測定
測定4,5　※ﾊﾟｰﾃｨｸﾙｶｳﾝﾀｰ、粉じん相対温度計(ﾃﾞｼﾞﾀﾙ粉じん計)、繊維状粒子自動計測器（ﾘｱﾙﾀｲﾑﾌｧｲﾊﾞｰﾓﾆﾀｰ）等、排気の粉じん濃度を迅速に計測できる機器にて測定
・JIS K 3850-1に基づいた測定

	測定4,5	測定	測定
ﾒﾝﾌﾞﾚﾝﾌｨﾙﾀの直径(mm)	25	47	47
試料の吸引流量(L/min)	5	10	10
試料の吸引時間(min)	30	120	240

4 石綿含有吹付け材の除去（レベル１）

除去対象範囲　・図示　・　<6.3.1～3>
除去の方法
※[9.1.3]による　・
除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止
※密封処理　※湿潤化　・セメント固化
除去した石綿含有吹付け材等の処分
・埋立処分（管理型最終処分場）
・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

5 石綿含有保温材等の除去（レベル２）

除去対象範囲　・図示　・　<6.4.1～3>
除去工法　※手ばらしによる
除去した石綿含有保温材等の飛散防止
※密封処理　※湿潤化　・セメント固化
除去した石綿含有保温材の処分
・埋立処分（管理型最終処分場）
・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

<6.5.1～3>

6 石綿含有けい酸カルシウム板第一種の切断、破砕等による除去（レベル３）

除去対象範囲　・図示　・
隔離養生（負圧不要）方法　・図示　・
足場　・図示　・
除去した石綿含有けい酸カルシウム板第一種の処分
・埋立処分（安定型最終処分場）
・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

⑦ 石綿含有成形板の除去（石綿含有けい酸カルシウム板第一種の手ばらしによる除去を含む）（レベル３）

除去対象範囲　⊙図示　・
石綿含有けい酸カルシウム板第一種の場合の隔離養生（負圧不要）方法
・ビニールシート等による養生を行う　・
除去した石綿含有成形板の処分
⊙石綿含有せっこうボード
※埋立処分（管理型最終処分場）
・石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板
・埋立処分（安定型最終処分場）
・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）
除去した石綿含有けい酸カルシウム板第一種の処分
・埋立処分（安定型最終処分場）
・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

8 石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形板（下地調整材）の除去（レベル３）

除去対象範囲　・図示　・
着工前の試験施工　・行う　・行わない
除去工法（　　）
除去した石綿含有建築用仕上塗材等の飛散防止
※密封処理　※湿潤化　・固形化
除去した石綿含有建築用仕上塗材等の処分
・埋立処分（安定型最終処分場）
・埋立処分（管理型最終処分場）
・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

石綿含有建材除去後の仕上げ工事
・図示による

9 リフラクトリーセラミックファイバーの処理

除去処理対象物　・
除去対象範囲　・図示　・
除去方法　・図示　・
処分　・埋立処分（安定型最終処分場）　・

10 その他

・近隣説明及び諸官庁への届出は受注者が行い、事前に監督員と協議をすること。

7 特殊な建設副産物の処理

1 施工調査

<7.1.3>

分析調査を行う特殊な建設副産物の種類	採取する部位・箇所数	備　考
	部　位　・図示　・ 箇所数：　箇所	
	部　位　・図示　・ 箇所数：　箇所	
	部　位　・図示　・ 箇所数：　箇所	
	部　位　・図示　・ 箇所数：　箇所	

2 回収及び処分

<7.3.1>

回収及び処分を行う特殊な建設副産物の種類	備　考
・フロン（冷媒）	
・建材用断熱材フロン	
・ハロン	
・イオン化式感知器	
・六ふっ化硫黄（SF6）ガス	
・ＰＦＯＳ（ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛ（ｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ）酸））	
・特定化学物質（　　）	
・その他の特殊な建設副産物（　　）	

回収又は処分
・機械設備図による
・

8 周辺建築物等調査

1 周辺建築物等調査（地盤変動影響調査算定要領による）

（調査）
第１条　建物等の調査は、事前調査と事後調査に区分して行うものとする。
2　事前調査及び事後調査にあたっては、原則として建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者（以下「所有者等」という。）の立会いのうえ行い、地盤変動影響調査等仕様書で定める様式に署名・押印を求めるものとする。
3　前項の調査は、情報通信技術その他の先端的な技術を活用して行うことができるものとする。
（事前調査における一般的事項）
第２条　事前調査の実施に当たっては、調査区域内に存する建物等につき、建物等の所有者ごとに次の事項について調査を行うものとする。
一　建物の敷地ごとに建物等（工作物については主たるもの）の敷地内の位置関係
二　建物等ごとに実測による間取り平面及び立面
三　建物等の所在及び地番並びに建築年月日並びに所有者の氏名及び住所
四　その他第６条の調査書及び図面の作成に必要な事項
2　前項第三号の所有者の氏名及び住所が現地調査において確認できないときは、必要に応じて登記事項証明書を請求する等の方法により調査を行うものとする。
（事前調査における損傷調査）
第３条　前条の一般的事項の調査が完了したときは、当該建物等の既存の損傷箇所の調査を行うものとし、当該調査は、原則として、次の部位別に行うものとする。
一　基礎
二　軸部
三　開口部
四　床
五　天井
六　内壁
七　外壁
八　屋根
九　水回り
十　外構
2　基礎についての調査は、次により行うものとする。
一　建物の全体又は一部の傾斜若しくは沈下の状況を把握するため、原則として、当該建物基礎の四方向を水準測量で計測する。この場合において、事後調査の基準点とするため、沈下等のおそれのない堅固な物件を定め併せて計測を行う。
二　コンクリート布基礎等に亀裂等が生じているときは、建物の外周について、亀裂等の発生箇所及び状況（最大幅及び長さ）を計測する。
三　基礎のモルタル塗り部分に剥離又は浮き上がりが生じているときは、発生箇所及び状況（大きさ）を計測する。
四　計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。
3　軸部（柱及び敷居）についての調査は、次により行うものとする。
一　原則として、すべての傾斜の程度を傾斜計で計測する。
二　柱の傾斜の計測位置は、直交する二方向の床（敷居）から１メートルの高さの点とする。
三　敷居の傾斜の計測位置は、柱から１メートル離れた点とする。
四　計測の単位は、ミリメートルとする。
4　開口部（建具等）についての調査は、次により行うものとする。
一　原則として、当該建物で建付不良となっている数量調査を行った後、不良箇所すべてを計測する。
二　計測箇所は、柱又は窓枠と建具との隙間の最大値の点とする。
三　建具の開閉が滑らかに行えないもの若しくは不能なもの又は施錠不良が生じているものは、その程度と数量を調査する。
四　計測の単位はミリメートルとする。
5　床についての調査は、次により行うものとする。
一　えん甲板張り等の居室（畳敷の居室を除く。）について、気泡水準器で直交する二方向の傾斜を計測する。
二　床仕上げ材に亀裂、縁切れ、剥離又は破損が生じているときは、それらの箇所及び状況（最大幅、長さ又は大きさ）を計測する。
三　束、大引又は根太等床材に緩みが生じているときは、その程度を調査する。
四　計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメートルとする。
6　天井に亀裂、縁切れ、雨漏り等のシミ等が発生しているときの調査は、内壁の調査に準じて行うものとする。
7　内壁にちり切れ（柱及び内法材と壁との分離）が発生しているときの調査は、次により行うものとする。
一　原則として、すべてのちり切れを計測する。
二　計測の単位は、幅についてはミリメートルとする。
8　内壁に亀裂が発生しているときの調査は、次により行うものとする。
一　原則として、全ての亀裂の計測（最大幅、長さ及び分岐点幅）をする。
二　計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。
三　亀裂が一壁面に多数発生している場合にはその状態をスケッチするとともに、壁面に雨漏り等のシミが生じているときは、その形状及び大きさの調査をする。
9　外壁に亀裂等が発生しているときの調査は、次により行うものとする。
一　四方向の立面に生じている亀裂等の数量、形状等をスケッチするとともに、一方向の最大の亀裂から２か所程度を計測する。
二　計測の単位は、幅についてはミリメートルとし、長さについてはセンチメートルとする。
10　屋根（庇、雨樋を含む。）に亀裂又は破損等が発生しているときの調査は、当該建物の屋根伏図を作成し、次により行うものとする。
一　仕上げ材ごとに、その損傷の程度を計測する。
二　計測の単位は、原則として、センチメートルとする。ただし、亀裂等の幅については ミリメートルとする。
11　水回り（浴槽、台所、洗面所等）に亀裂、破損、漏水等が発生しているときの調査は、次により行うものとする。
一　浴槽、台所、洗面所等の床、腰、壁面のタイル張り等に亀裂、剥離、目地切れ等が生じているときの調査は、全ての損傷について第８項に準じて行う。
二　給水、排水等の配管に緩み、漏水等が生じているときは、その状況等を調査する。
12　外構（テラス、コンクリート叩き、ベランダ、犬走り、池、浄化槽、門柱、塀、擁壁等の屋外工作物）に損傷が発生しているときの調査は、前１１項に準じて、その状況等の調査を行うものとする。
（写真撮影）
第４条　前２条に規定する事前調査に当たっては、改ざん（修正、書き込み、削除等）の防止措置を講じたうえで写真撮影するものとする。この場合において、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができるものとする。
2　第２条の一般的事項の調査においては、損傷の有無にかかわらず、原則として、次の箇所を撮影するものとする。
一　四方からの外部及び屋根
二　各室
3　前条の損傷調査において計測する箇所は、撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影するものとする。
一　調査番号、建物番号及び建物等所有者の氏名
二　損傷名及び損傷の程度（計測）
三　撮影年月日、写真番号及び撮影対象箇所
（事後調査における損傷調査）
第５条　事前調査を行った損傷箇所の変化及び工事によって新たに発生した損傷については、その状態及び程度を前３条（第１０条第２項を除く。）の定めるところにより調査するものとする。
2　第３条の事前調査の調査区域外であって、事後調査の対象となったものについては、同条の事前調査における一般的事項に準じた調査を行った上で損傷箇所を調査するものとする。
（事前調査書等の作成）
第６条　事前調査を行ったときは、次の調査書及び図面を作成するものとする。
一　調査区域位置図
二　調査区域平面図
三　建物等調査一覧表
四　建物等調査図（平面図・立面図等）
五　建物等調査書
六　損傷調査書
七　写真台帳
（事前調査書及び図面）
第７条　前条の調査書及び図面は、次により作成するものとする。
一　調査区域位置図は、工事の工区単位ごとに作成するものとし、調査区域と工事箇所を併せて表示する。この場合の縮尺は、5,000分の1又は10,000分の1程度とする。
二　調査区域平面図は、調査区域内の建物等の配置を示す平面図で工事の工区単位又は調査単位ごとに次により作成する。
イ　調査を実施した建物等については、建物等調査一覧表で付した調査番号及び建物番号（同一所有者が２棟以上の建物を所有している場合）を記載し、建物の構造別に色分けし、建物の外枠（外壁）を着色する。この場合の構造別色分けは、木造を赤色、非木造を緑色とする。
ロ　縮尺は、500分の1又は、1,000分の1程度とする。
三　建物等調査一覧表は、工事の工区単位又は調査単位ごとに調査を実施した建物について調査番号、建物番号の順に建物の所在地、所有者及び建物の概要等必要な事項を記入する。また、工作物に損傷があった場合には、建物に準じて記入する。
四　建物の建物等調査図（平面図、立面図等）は、第２条及び第３条の事前調査の結果を基に建物ごとに次により作成するものとする。
イ　建物等平面図は、縮尺100分の1で作成し、写真撮影を行った位置を表示するとともに建物延べ面積及び各階別の面積並びにこれらの計算式を記入する。
ロ　建物等立面図は、縮尺100分の1により、原則として、四面（東西南北）作成し、外壁の亀裂等の損傷位置を記入する。
ハ　その他調査図（基礎伏図、屋根伏図及び展開図）は、発生している損傷を表示する必要がある場合に作成し、縮尺は100分の1又は10分の1程度とする。この場合において写真撮影が困難であり、又は詳細（スケッチ）図を作成することが適当であると認めたものについては、スケッチによる調査図を作成する。
五　工作物の建物等調査図（平面図、立面図等）は、損傷の状況及び程度により前号に準じて作成する。
六　損傷調査書は、第２条及び第３条の事前調査の結果に基づき、建物等ごとに建物等の所在地、所有者名、各室の名称、各部仕上材、写真番号及び損傷の状況等を記載して作成するものとする。なお、写真番号については、次号の写真番号と合わせるものとし、損傷の状況については、事前調査欄に損傷の状況（亀裂、沈下、傾斜等）及び程度（幅、長さ及び箇所数）を記載する。
七　写真台帳は、写真番号、撮影対象箇所及び損傷名を記載し、整理するものとする。
（事後調査書等の作成）
第８条　事後調査を行ったときは、第６条の調査書及び図面を基に損傷箇所の変化及び新たに発生した損傷について、事前調査までの成果を基に、第６条第一号及び第二号については異同を明示し、同条第三号から第七号までについては事前調査成果を転記し、前条に準じて第６条各号の調査書及び図面を作成するものとする。

2 調査対象範囲

対象エリア及び建物リスト等　※図示による（　　）　・

※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う
※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。

3 個人情報の保護

この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

⑨ その他

① 解体工事全般

⊙基礎解体にあたっては、解体後の新築等次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること。
⊙大型レッカーを使用する場合は、必要な地耐力が得られるよう必要な養生を行うこと。
⊙工事中に破損した存置構造物、境界標等は必ず現状復旧すること。

10 情報共有システム

1 情報共有システム

本工事は「春日部市営繕工事情報共有システム実施要領」に基づく、情報共有システム活用対象工事である。なお、情報共有システムで取り扱う工事関係書類は、同要領別紙「情報共有システム対象書類一覧表」によるものとする。

案 内 図

工事場所：春日部市緑町五丁目４番１号

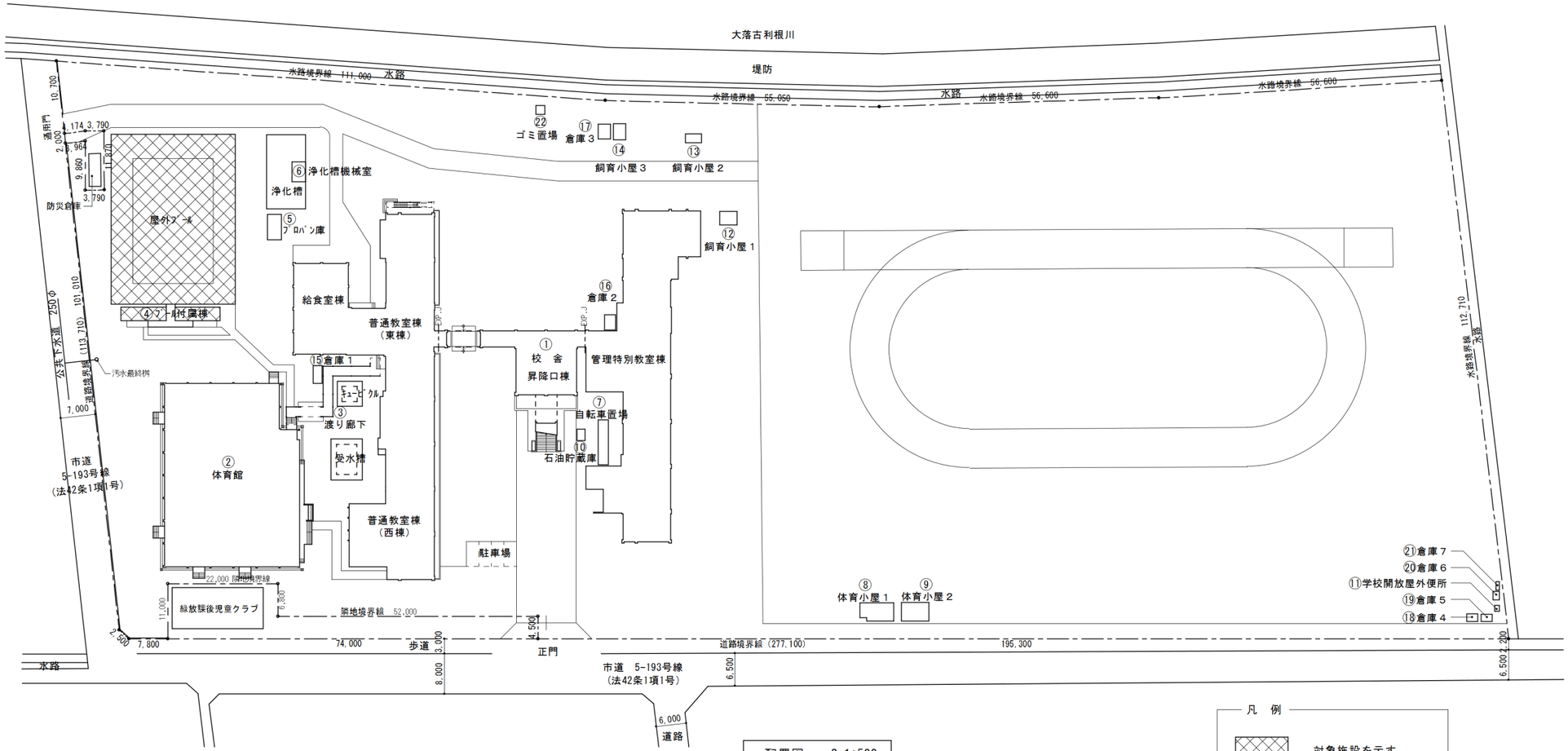

配置図　S=1:500

凡　例

対象施設を示す。

春日部市 学校教育部 教育施設課	日付 2026. 7.17 縮尺 A1：1/500 A3：1/1000	工事名称 緑小学校プール解体工事 図面名称 案内図・配置図	図面No. A-03

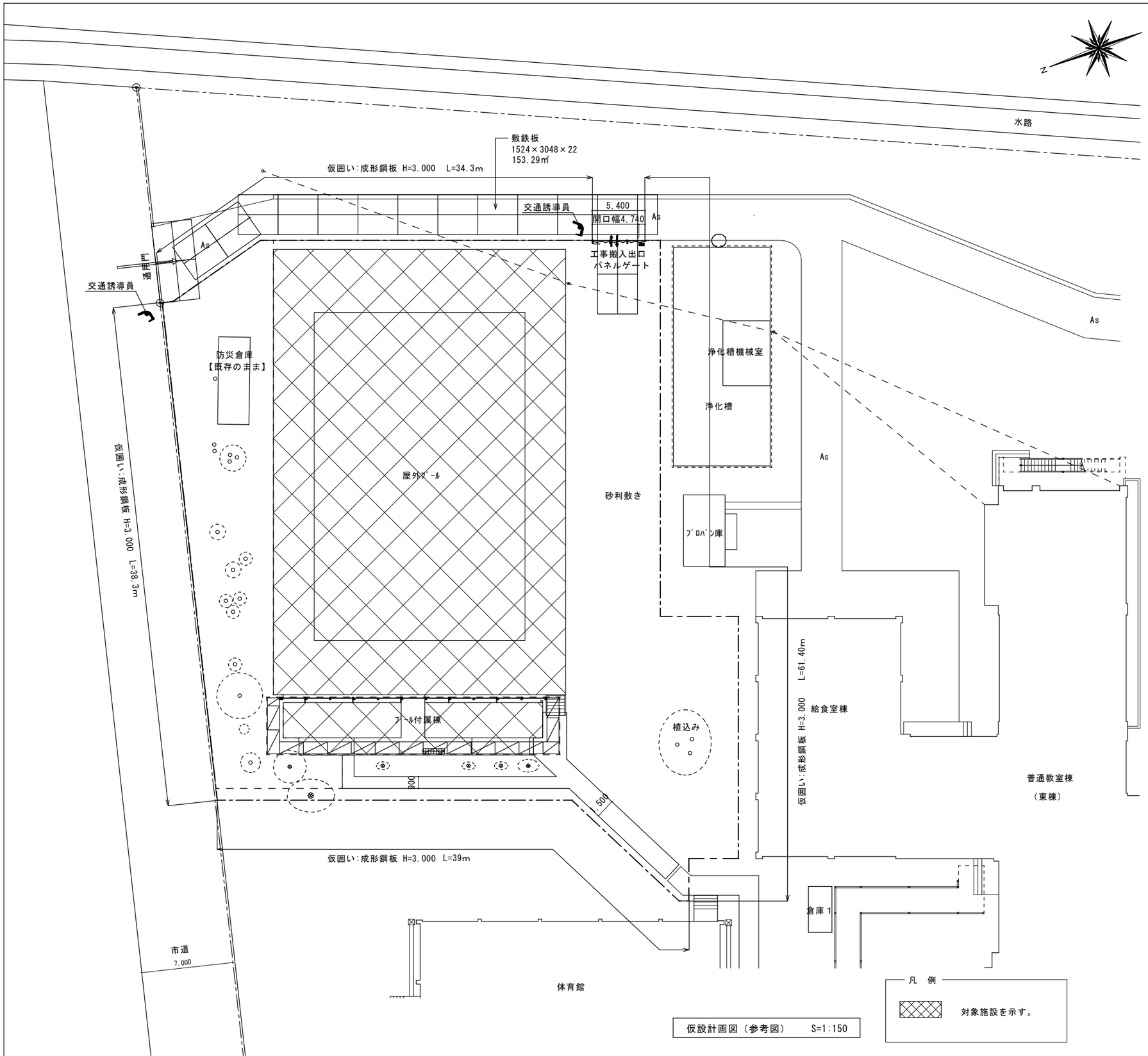

仮設計画図（参考図） S=1:150

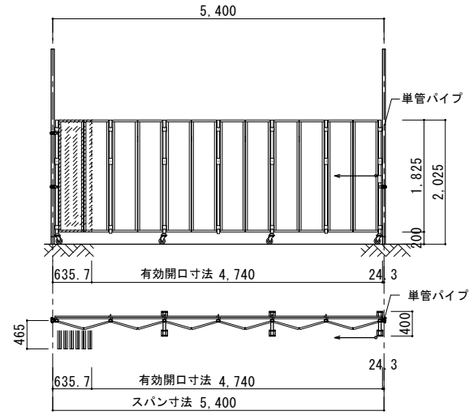

パネルゲート S:1/50

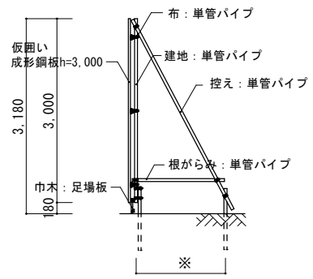

仮囲い断面図 S:1/50

凡例

足場種別記号表	
建物　枠組足場W=914	L=1829 L=1524 L=1219 L=610
建物　単管足場＋防音シート	
昇降階段（W=450）	UP

凡　例

⇦ ：搬入路及び搬入経路を示す

- - - - ：仮囲い 成形鋼板 H=3.000 L=173.0m

：交通誘導員（４０人程度）を示す。

※敷地内の車両の走行は最徐行とし細心の注意を図ること。

※工事範囲内と範囲外との区別を徹底し、安全に十分配慮することは勿論、
不用意に児童が工事範囲内に侵入しないように十分管理を徹底すること。
また、作業員が不用意に工事範囲外に出ることの無いよう十分管理を徹底すること。

※仮設計画については、工事開始前に学校側と協議の上決定する。

※工事車両は事前に搬出入台数について学校と打合せのこと。

春日部市 学校教育部 教育施設課	日付 2026. 7. 17 縮尺 A1：1/150 A3：1/300	工事名称 緑小学校プール解体工事 図面名称 仮設計画図（参考図）	図面No. A-04

外 部 仕 上 表

屋 根	カラー折版葺（両面）板厚 0.6m/m　付属金物一式　勾配　1/13.5	建 具	アルミサッシ・アルミドア　水切鉄板：下部 アルミ市販品 PL-1.6 加工 SOP　下部一部ステンレス製　建具廻り：コーキング
樋・竪 樋	横樋：Φ150/2 塩ビパイプ　樋受け金物：FB-32×3 SOP ＠ 600　竪樋：硬質塩ビパイプ Φ 100　樋受け金物 ＠ 1.000	通 路	コンクリート打モルタル金鏝目地切　アクリルウレタン樹脂塗装（ノンスリップ仕上）
外 壁	角波カラー鉄板張り ビス止め　　桁鉄部、外壁見切り、額縁：SOP 2回塗り	階段・足洗場	床面（踏面、蹴上共）PL-加工　アクリルウレタン樹脂塗装（ノンスリップ仕上）
巾 木	モルタル刷毛引	消毒層	ポリエステル樹脂塗装（ノンスリップ仕上） 消毒層手摺：H＝800・支柱・手摺子受 1 1/4 パイプ SOP塗り　手摺子：Φ9 ＠100 SOP塗り
ブロック塀	CB ｱ 100 ４段積み 上部 アルミ製目隠しフェンス H=800		
		シャワー水呑・洗眼	アクリルウレタン樹脂塗装・ポリエステル樹脂

内 部 仕 上 表

室 名	床	巾 木	腰・壁	天 井	備 考
男子・女子更衣室	モルタル金鏝 目地切　下地 コンクリート打	Ｋラス下地・モルタル金鏝 VP	BOX・Bar ＠ 300下地　ｱ 6 フレキシブルボード貼 VP　アスベスト含有（レベル3）	カラー折版顕し	脱衣棚 H=1.300 4段
男子・女子便 所	同上	同上	同上　　一部モルタル金鏝 VP	同上	ブース頭ツナギ 金物 ステンレス加工 ライニング：CB ｱ 100 モルタル金鏝 塗装仕上げ
機械室	同上	コンクリート打モルタル金鏝	カラー折版顕し	同上	スラブコンクリート打 GL+900 階段共
倉 庫	同上	同上	フレキシブルボード ｱ 6　　アスベスト含有（レベル3）	同上	棚：スノコ張り　3段

プール 仕 上 表

		備 考	コースライン仕上げ コースロープ付・コース表示 ６コース文字入
プール本体	底板 ℙ ｔ3+ 底板嵩上げｔ3　アルミニュウム製　アクリルウレタン樹脂		周囲：スチールフェンス　Φ42.7 SOP塗り（支柱、手摺子受け・控 ＠ 6800）Φ9 加工＠ 100 SOP塗り（手摺子）
プールサイド	空隙式ゴムチップウレタン舗装 ｱ 11（住友ゴムマスターズコート）		プールサイド下部 ネットフェンス H=800 基礎共　　片開きネットフェンス戸（W700×H800）2カ所取付

求積図　1/200

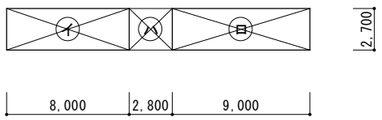

㋑ 2.700×8.000＝21.6㎡　㋩ 2.700×2.700＝7.56㎡
㋺ 2.700×9.000＝24.3㎡
㋑ + ㋺　　＝45.9㎡

面積表	
建築面積	53.46㎡
床面積	45.9 ㎡

姿図

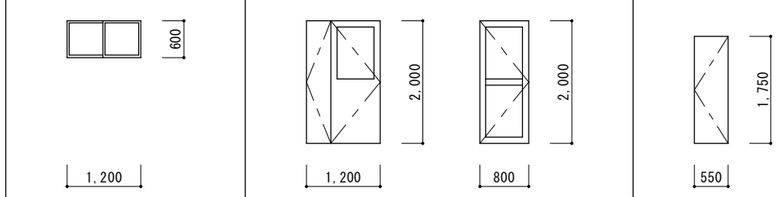

型式	見込	① AW 引違いｱﾙﾐｻｯｼ	60	① AD 1.親子開き額付ｱﾙﾐﾄﾞｱ 2.片開き框ｱﾙﾐﾄﾞｱ	② AD 60	① WD 片開きﾍﾞﾆﾔﾌﾗｯｼｭﾄﾞｱｰ	35
位置	数量	全室	5か所	1.機械室・倉庫 2.更衣室・便所・倉庫	2か所 7か所	男子・女子便所	4か所
硝子	仕上	6.8m/m ﾗﾌﾜｲﾔｰ		6.8m/m ﾗﾌﾜｲﾔｰ			油性ﾍﾟｲﾝﾄ
金物		ｸﾚｾﾝﾄ、引手、四方ｱﾝｸﾞﾙ、二重目皿		丁番、ｷｲﾛｯｸ（施錠付）ﾄﾞｱﾁｪｯｸ（ﾌﾗﾝｽ落シ１ヵ所）戸当り		ﾗﾊﾞﾄﾘｰﾋﾝｼﾞ、握玉付表示錠、戸当り	
備考				AD-1のみ扉にｱｰﾑｽﾄｯﾊﾟ付、AD-2のみ戸当り付		耐水ｼﾅﾍﾞﾆﾔ	

春 日 部 市 学 校 教 育 部 教 育 施 設 課	日付 2026. 7.17 縮尺 NONSCALE	工事名称 緑小学校プール解体工事 図面名称 仕上表【撤去図】	図面No. A-05

アスベスト分析試料　レベル一覧
件名　：　緑小学校プール解体工事設計業務委託

建物名称　：　緑小学校プール

検体名	レベル
①塗材	—
②プール鋼板（SUS）下地塗材	—
③塗材	—
④フレキシブルボード-塗材	3
⑤RC部モルタル下地塗材	—
⑥木部塗材	—
⑦鉄部塗材	—
⑧塗材	—

※1　レベルにおいて「—」は、アスベスト不検出であることを表す
※2　仕上塗材や下地調整材はレベル3建材に相当しますが、
吹付け工法による施工（バーミキュライトやパーライト等）の場合はレベル1に該当します。

分析結果報告書

依頼者	春日部市長 岩谷一弘 様
住所	埼玉県春日部市緑町五丁目4番1号
試料採取日	令和8年4月10日
件名	緑小学校プール解体工事設計業務委託
採取区分	
分析実施期間	令和8年4月15日　～　令和8年4月27日

分析の結果は、下記のとおりであることを報告いたします。
分析方法:JIS A 1481-2:2016

検体名	①塗材
X線回折による定性結果	酸化チタン(非石綿)検出
顕微鏡による定性結果	不検出
顕微鏡観察に使用した浸液	1.550 1.680 1.690 1.618 1.620 1.628
観察時の室温	25.0℃
バーミキュライト吹付け材対象の定性結果	—
定量残渣率	—
試料採取履歴	採取部位: 屋根折版裏 試料概要: 塗材 施工年: ー 建物名称: 緑小学校プール
定性分析結果	石綿を含有しない
定量分析結果(wt%)	—

検体名	②プール鋼板(SUS)下地塗材
X線回折による定性結果	石英(非石綿)検出、酸化チタン(非石綿)検出
顕微鏡による定性結果	不検出
顕微鏡観察に使用した浸液	1.550 1.680 1.690 1.618 1.620 1.628
観察時の室温	25.0℃
バーミキュライト吹付け材対象の定性結果	—
定量残渣率	—
試料採取履歴	採取部位: プール 試料概要: 塗材 施工年: ー 建物名称: 緑小学校プール
定性分析結果	石綿を含有しない
定量分析結果(wt%)	—

検体名	③塗材
X線回折による定性結果	石英(非石綿)検出、酸化チタン(非石綿)検出
顕微鏡による定性結果	不検出
顕微鏡観察に使用した浸液	1.550 1.680 1.690 1.618 1.620 1.628
観察時の室温	25.0℃
バーミキュライト吹付け材対象の定性結果	—
定量残渣率	—
試料採取履歴	採取部位: FRP部 試料概要: 塗材 施工年: ー 建物名称: 緑小学校プール
定性分析結果	石綿を含有しない
定量分析結果(wt%)	—

検体名	④フレキシブルボード+塗材
X線回折による定性結果	クリソタイル検出、石英(非石綿)検出、酸化チタン(非石綿)検出
顕微鏡による定性結果	クリソタイル検出
顕微鏡観察に使用した浸液	1.550
観察時の室温	25.0℃
バーミキュライト吹付け材対象の定性結果	
定量残渣率	
試料採取履歴	採取部位: 内壁 試料概要: 成形板 施工年: ー 建物名称: 緑小学校プール
定性分析結果	クリソタイル含有
定量分析結果(wt%)	—

備考　提供試料について分析をしたものです。
使用機器:ブルカージャパン(株)製 卓上型粉末X線回折装置 型番 D2 PHASER Gen2
分析調査実施者: 東邦化研株式会社 小出 篤史
講習実施機関: (公社)日本作業環境測定協会

分析結果報告書

依頼者	春日部市長 岩谷一弘 様
住所	埼玉県春日部市緑町五丁目4番1号
試料採取日	令和8年4月10日
件名	緑小学校プール解体工事設計業務委託
採取区分	
分析実施期間	令和8年4月15日　～　令和8年4月27日

分析の結果は、下記のとおりであることを報告いたします。
分析方法:JIS A 1481-2:2016

検体名	⑤RC部モルタル下地塗材
X線回折による定性結果	石英(非石綿)検出、酸化チタン(非石綿)検出、クロライト(非石綿)検出、タルク(非石綿)検出、白雲母(非石綿)検出
顕微鏡による定性結果	不検出
顕微鏡観察に使用した浸液	1.550 1.680 1.690 1.618 1.620 1.628
観察時の室温	25.0℃
バーミキュライト吹付け材対象の定性結果	—
定量残渣率	—
試料採取履歴	採取部位: 内外部 試料概要: 塗材 施工年: ー 建物名称: 緑小学校プール
定性分析結果	石綿を含有しない
定量分析結果(wt%)	—

検体名	⑥木部塗材
X線回折による定性結果	石英(非石綿)検出、酸化チタン(非石綿)検出
顕微鏡による定性結果	不検出
顕微鏡観察に使用した浸液	1.550 1.680 1.690 1.618 1.620 1.628
観察時の室温	25.0℃
バーミキュライト吹付け材対象の定性結果	—
定量残渣率	—
試料採取履歴	採取部位: 内部 試料概要: 塗材 施工年: ー 建物名称: 緑小学校プール
定性分析結果	石綿を含有しない
定量分析結果(wt%)	—

検体名	⑦鉄部塗材
X線回折による定性結果	石英(非石綿)検出、酸化チタン(非石綿)検出
顕微鏡による定性結果	不検出
顕微鏡観察に使用した浸液	1.550 1.680 1.690 1.618 1.620 1.628
観察時の室温	25.0℃
バーミキュライト吹付け材対象の定性結果	—
定量残渣率	—
試料採取履歴	採取部位: 内外部 試料概要: 塗材 施工年: ー 建物名称: 緑小学校プール
定性分析結果	石綿を含有しない
定量分析結果(wt%)	—

検体名	⑧塗材
X線回折による定性結果	石英(非石綿)検出、酸化チタン(非石綿)検出、タルク(非石綿)検出
顕微鏡による定性結果	不検出
顕微鏡観察に使用した浸液	1.550 1.680 1.690 1.618 1.620 1.628
観察時の室温	25.0℃
バーミキュライト吹付け材対象の定性結果	
定量残渣率	
試料採取履歴	採取部位: 床 試料概要: 塗材 施工年: ー 建物名称: 緑小学校プール
定性分析結果	石綿を含有しない
定量分析結果(wt%)	—

備考　提供試料について分析をしたものです。
使用機器:ブルカージャパン(株)製 卓上型粉末X線回折装置 型番 D2 PHASER Gen2
分析調査実施者: 東邦化研株式会社 小出 篤史
講習実施機関: (公社)日本作業環境測定協会

分析結果報告書

依頼者	春日部市長 岩谷一弘 様
住所	＊＊＊＊＊
採取場所	埼玉県春日部市緑町五丁目4番1号
試料名	下記参照
採取区分	
分析実施期間	令和８年４月15日 ～ 令和８年４月27日

分析の結果は、下記のとおりであることを報告いたします。

試料名	試料採取日	分析の結果 PCB	単位
⑨シーリング材	令和8年4月10日	0.5未満	mg/kg
以下余白			

備考
八木設計 様の採取した試料について分析したものです。
件名：緑小学校プール解体工事設計業務委託

分析方法：低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第5版)第2章 10. 廃シーリング材(含有量試験)
基準値： 0.5 mg/kg

頁：1／1

アスベスト分析試料　レベル一覧
件名　：　緑小学校プール解体工事設計業務委託

建物名称　：　緑小学校プール

検体名	レベル
⑨シーリング材	—

※1　レベルにおいて「—」は、アスベスト不検出であることを表す
※2　仕上塗材や下地調整材はレベル3建材に相当しますが、
吹付け工法による施工（バーミキュライトやパーライト等）の場合はレベル1に該当します。

分析結果報告書

依頼者	春日部市長 岩谷一弘 様
住所	埼玉県春日部市緑町五丁目4番1号
試料採取日	令和8年4月10日
件名	緑小学校プール解体工事設計業務委託
採取区分	
分析実施期間	令和8年4月30日　～　令和8年5月11日

分析の結果は、下記のとおりであることを報告いたします。
分析方法:JIS A 1481-2:2016

検体名	⑨シーリング材
X線回折による定性結果	酸化チタン(非石綿)検出
顕微鏡による定性結果	不検出
顕微鏡観察に使用した浸液	1.550 1.680 1.690 1.618 1.620 1.628
観察時の室温	25.0℃
バーミキュライト吹付け材対象の定性結果	
定量残渣率	
試料採取履歴	採取部位: 内壁 試料概要: シーリング材 施工年: ー 建物名称: 緑小学校プール
定性分析結果	石綿を含有しない
定量分析結果(wt%)	—

（以下3検体欄は斜線）

備考　提供試料について分析をしたものです。
使用機器:ブルカージャパン(株)製 卓上型粉末X線回折装置 型番 D2 PHASER Gen2
分析調査実施者: 東邦化研株式会社 小出 篤史
講習実施機関: (公社)日本作業環境測定協会

アスベスト分析試料　レベル一覧
件名　：　緑小学校プール解体工事設計業務委託

建物名称　：　緑小学校プール

検体名	レベル
⑩パッキン	—

※1　レベルにおいて「—」は、アスベスト不検出であることを表す
※2　仕上塗材や下地調整材はレベル3建材に相当しますが、
吹付け工法による施工（バーミキュライトやパーライト等）の場合はレベル1に該当します。

分析結果報告書

依頼者	春日部市長 岩谷一弘 様
住所	埼玉県春日部市緑町五丁目4番1号
試料採取日	令和8年4月27日
件名	緑小学校プール解体工事設計業務委託
採取区分	
分析実施期間	令和8年5月14日　～　令和8年5月21日

分析の結果は、下記のとおりであることを報告いたします。
分析方法:JIS A 1481-2:2016

検体名	⑩パッキン
X線回折による定性結果	石英(非石綿)検出
顕微鏡による定性結果	不検出
顕微鏡観察に使用した浸液	1.550 1.680 1.690 1.618 1.620 1.628
観察時の室温	25.0℃
バーミキュライト吹付け材対象の定性結果	
定量残渣率	
試料採取履歴	採取部位: 配管フランジ 試料概要: パッキン 施工年: ー 建物名称: 緑小学校プール
定性分析結果	石綿を含有しない
定量分析結果(wt%)	—

（以下3検体欄は斜線）

備考　提供試料について分析をしたものです。
使用機器:ブルカージャパン(株)製 卓上型粉末X線回折装置 型番 D2 PHASER Gen2
分析調査実施者: 東邦化研株式会社 小出 篤史
講習実施機関: (公社)日本作業環境測定協会

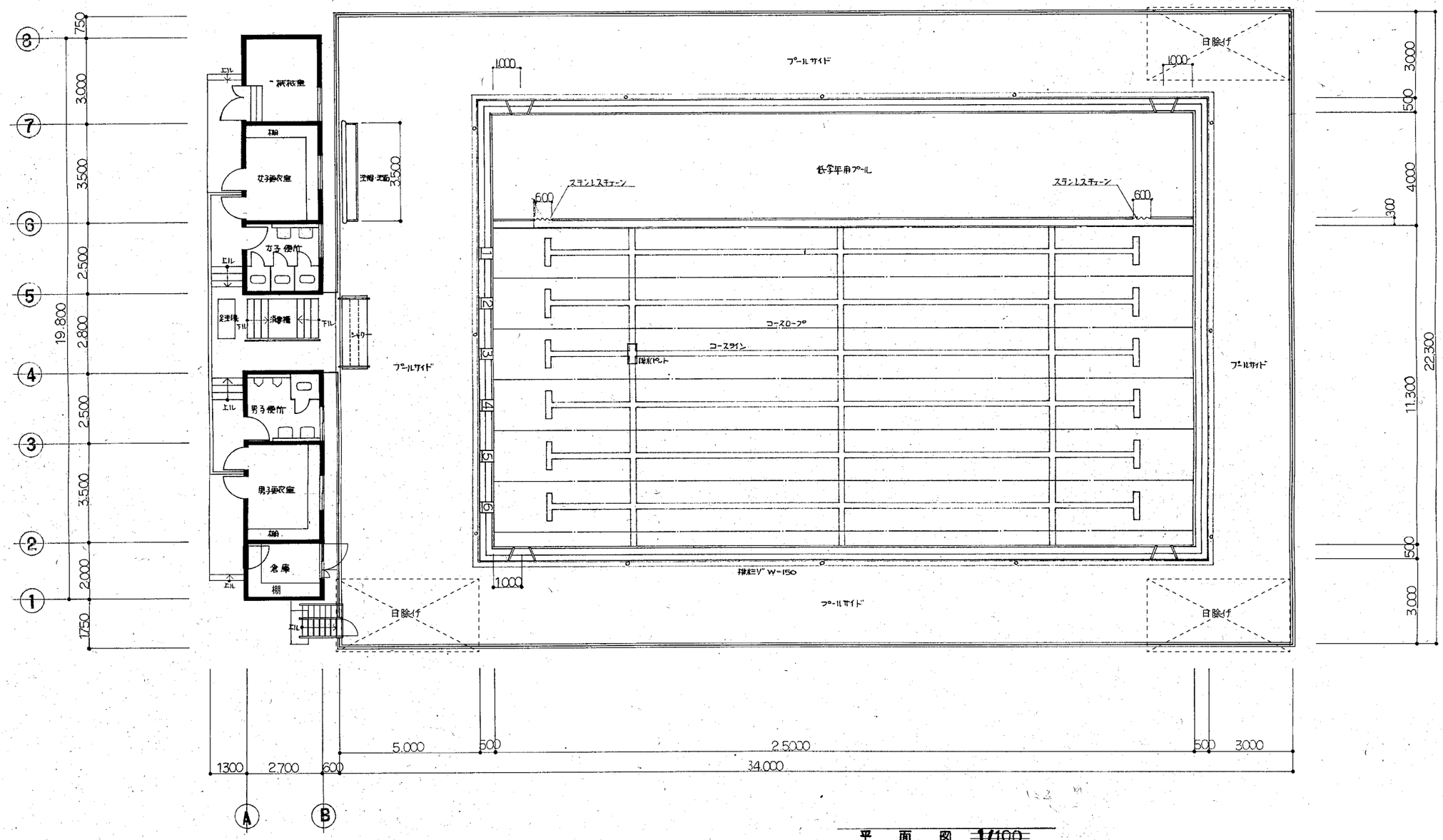

平　面　図　1/100

注）水深表示文字 5ヶ所
スタート台文字 ～1台本文字

春日部市 学校教育部 教育施設課	日付 2026. 7.17	工事名称 緑小学校プール解体工事	図面No. A-07
	縮尺 NONSCALE	図面名称 平面図【撤去図】	

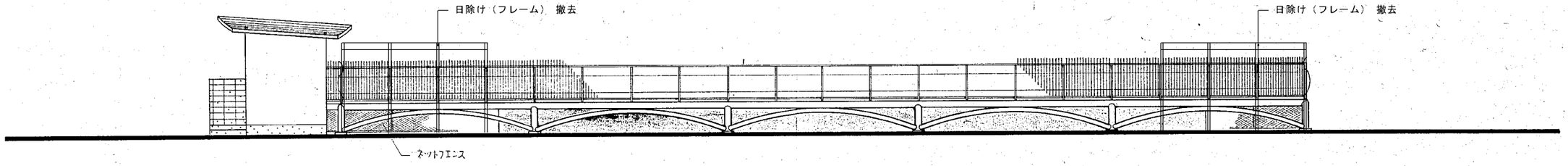

立　面　図 1/100

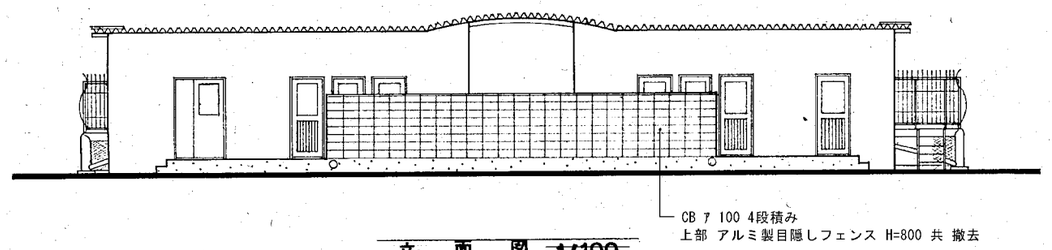

立　面　図 1/100

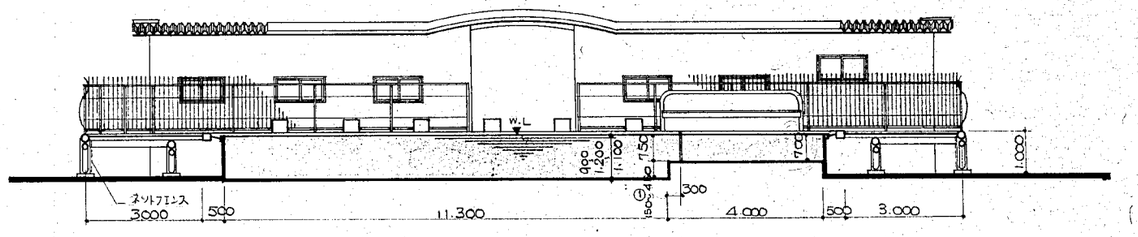

断　面　図 1/100

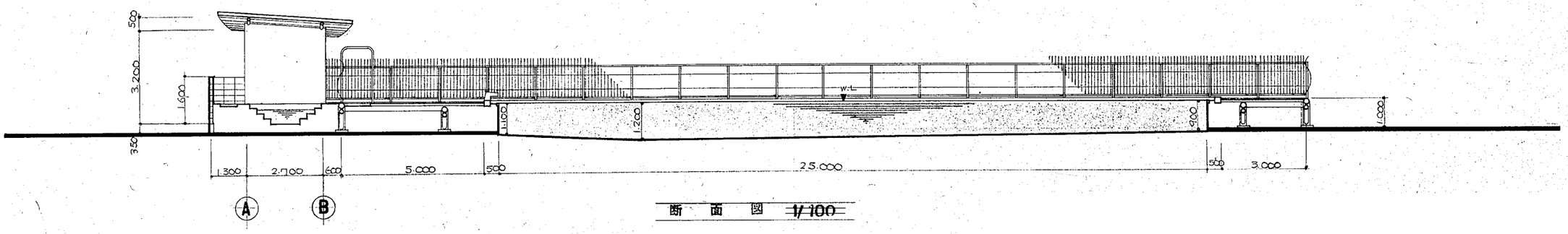

断　面　図 1/100

	春日部市 学校教育部 教育施設課	日付 2026. 7.17	工事名称 緑小学校プール解体工事	図面No.
		縮尺 NONSCALE	図面名称 立面図・断面図【撤去図】	A-08

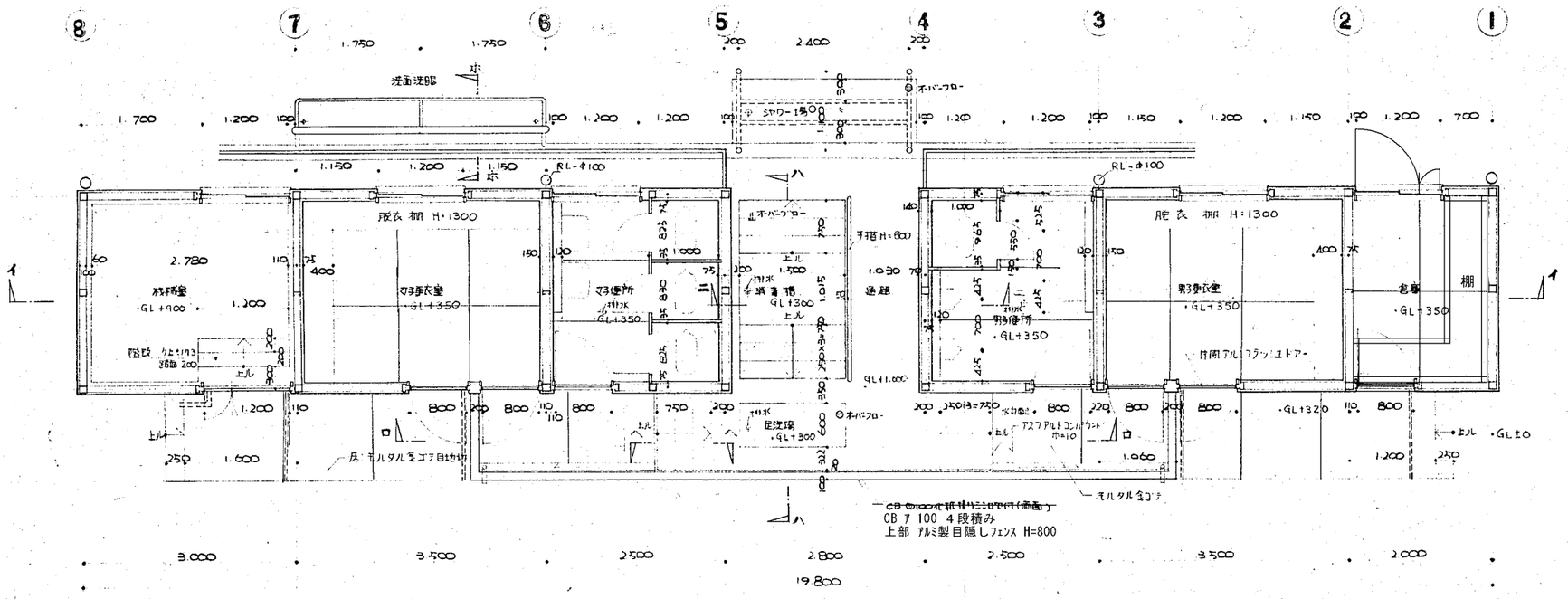

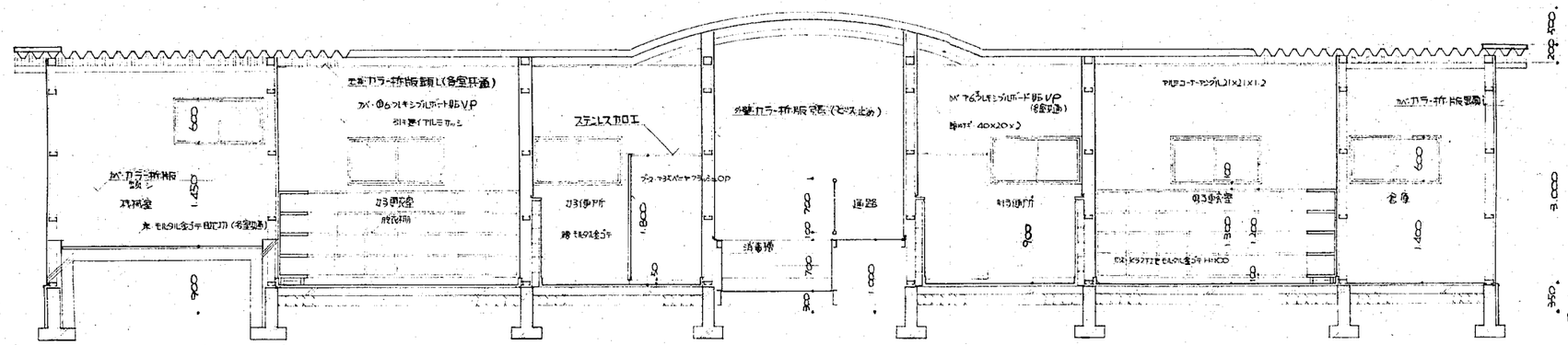

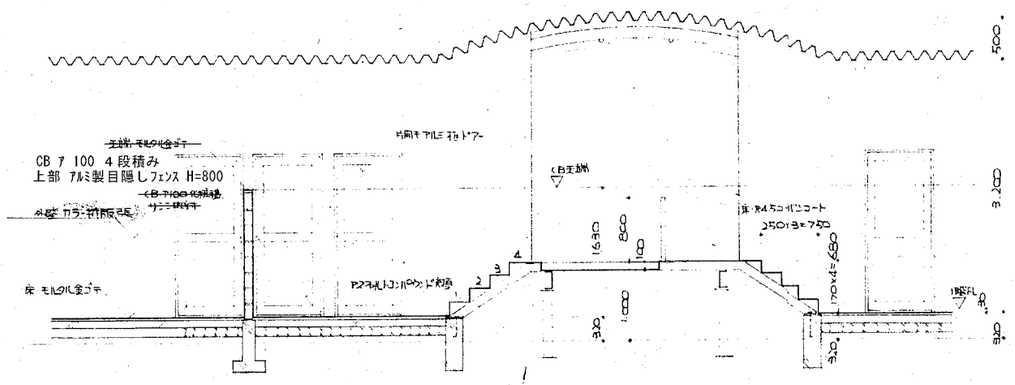

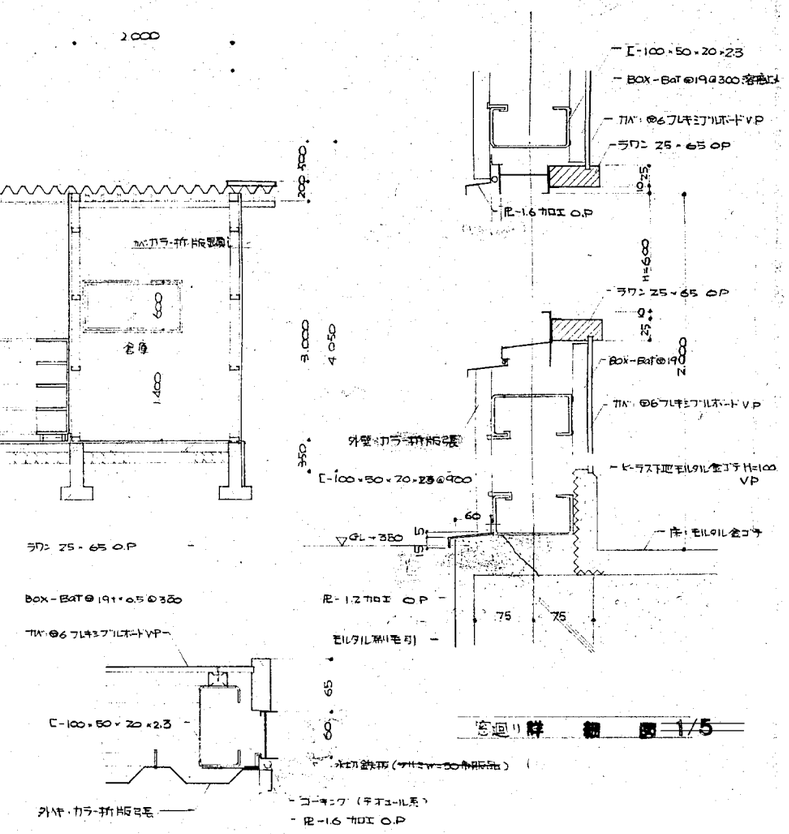

	春日部市 学校教育部 教育施設課	日付 2026. 7. 17	工事名称 緑小学校プール解体工事	図面No.
		縮尺 NONSCALE	図面名称 [付属棟]平面詳細図・断面詳細図【撤去図】	A-09

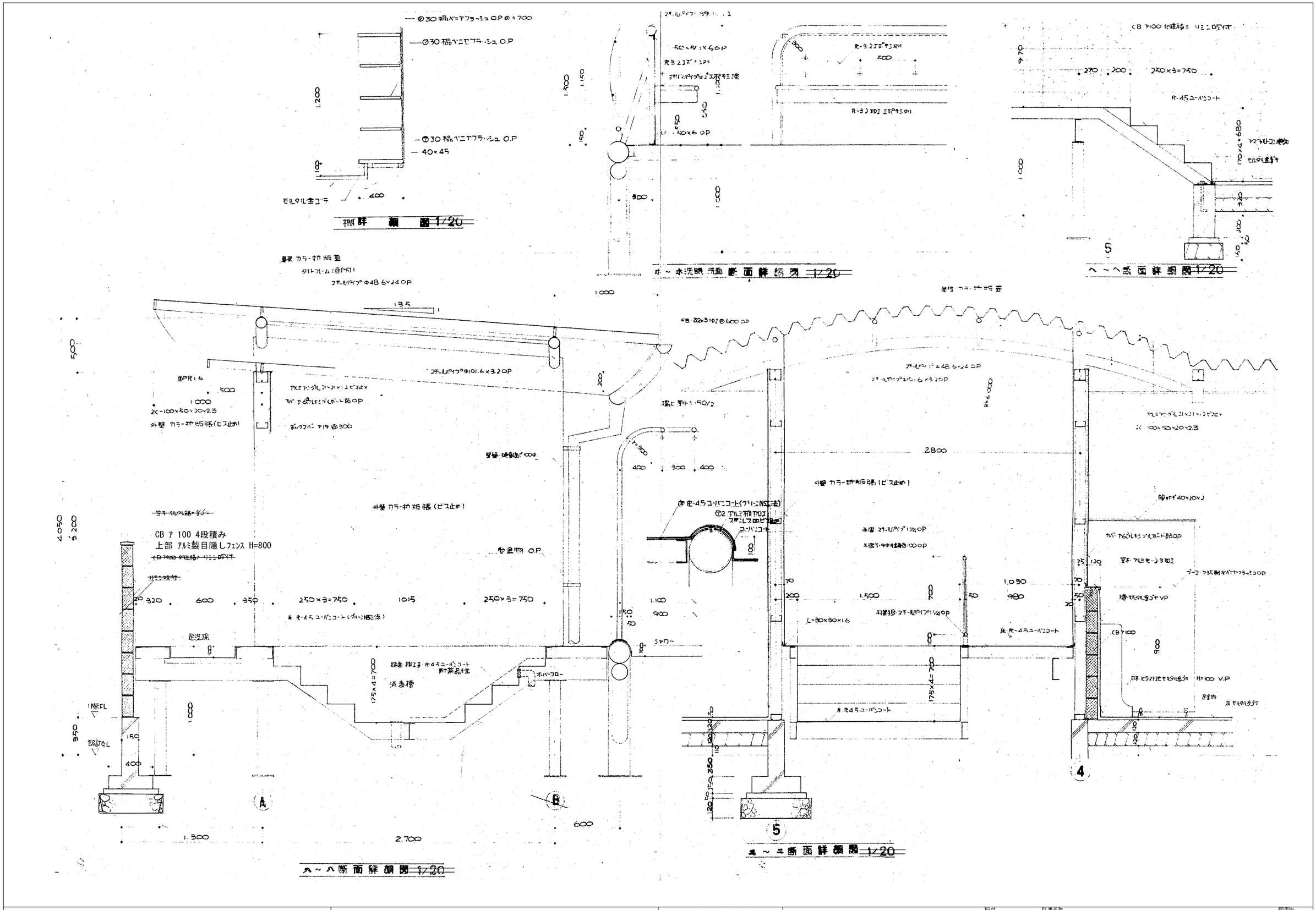

		春日部市 学校教育部 教育施設課		日付 2026. 7. 17 縮尺 NONSCALE	工事名称 緑小学校プール解体工事 図面名称 [付属棟]断面詳細図【撤去図】

図面No. A-10

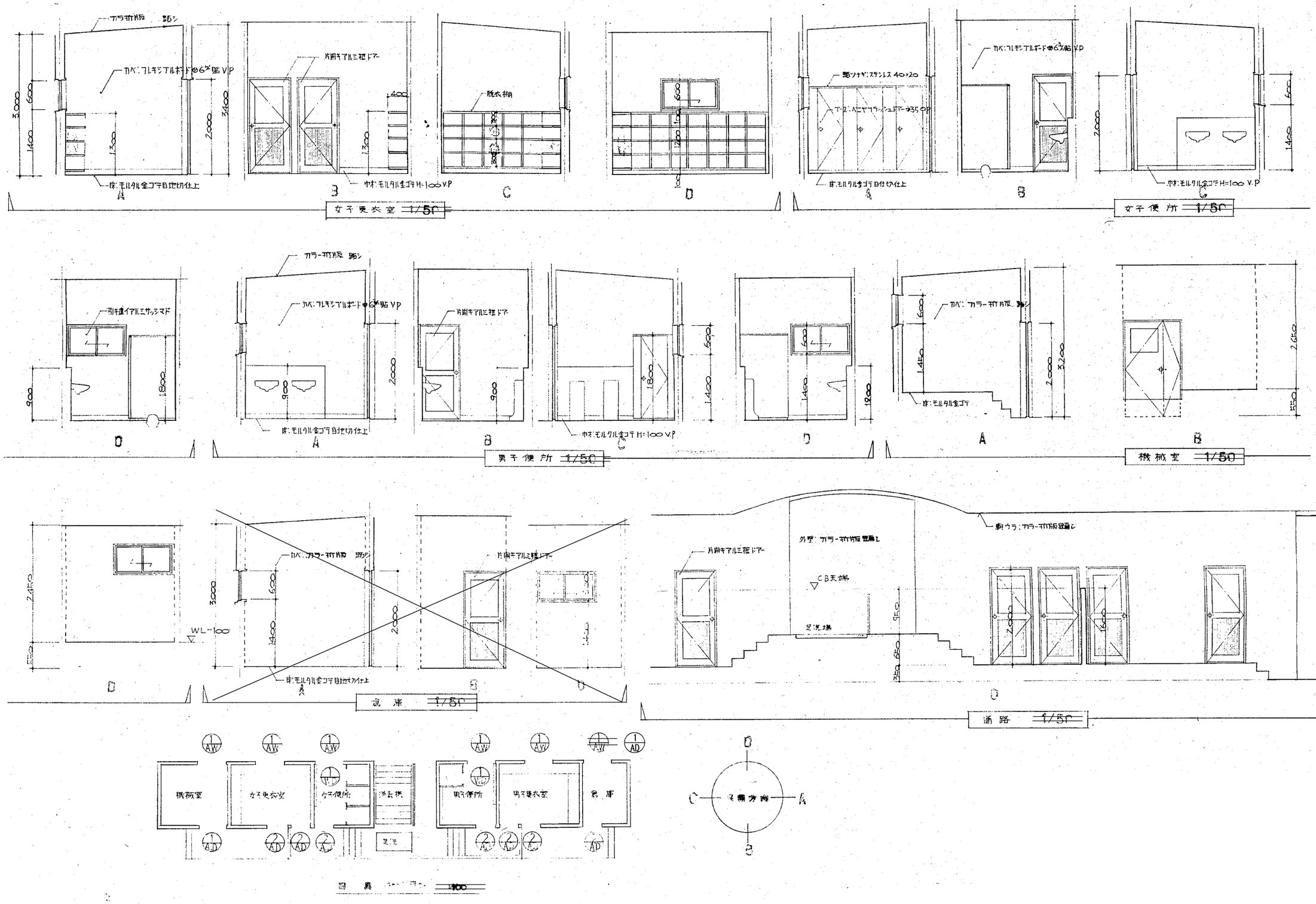

	春日部市 学校教育部 教育施設課	日付 2026. 7.17	工事名称 緑小学校プール解体工事	図面No.
		縮尺 NONSCALE	図面名称 展開図・キープラン【撤去図】	A-11

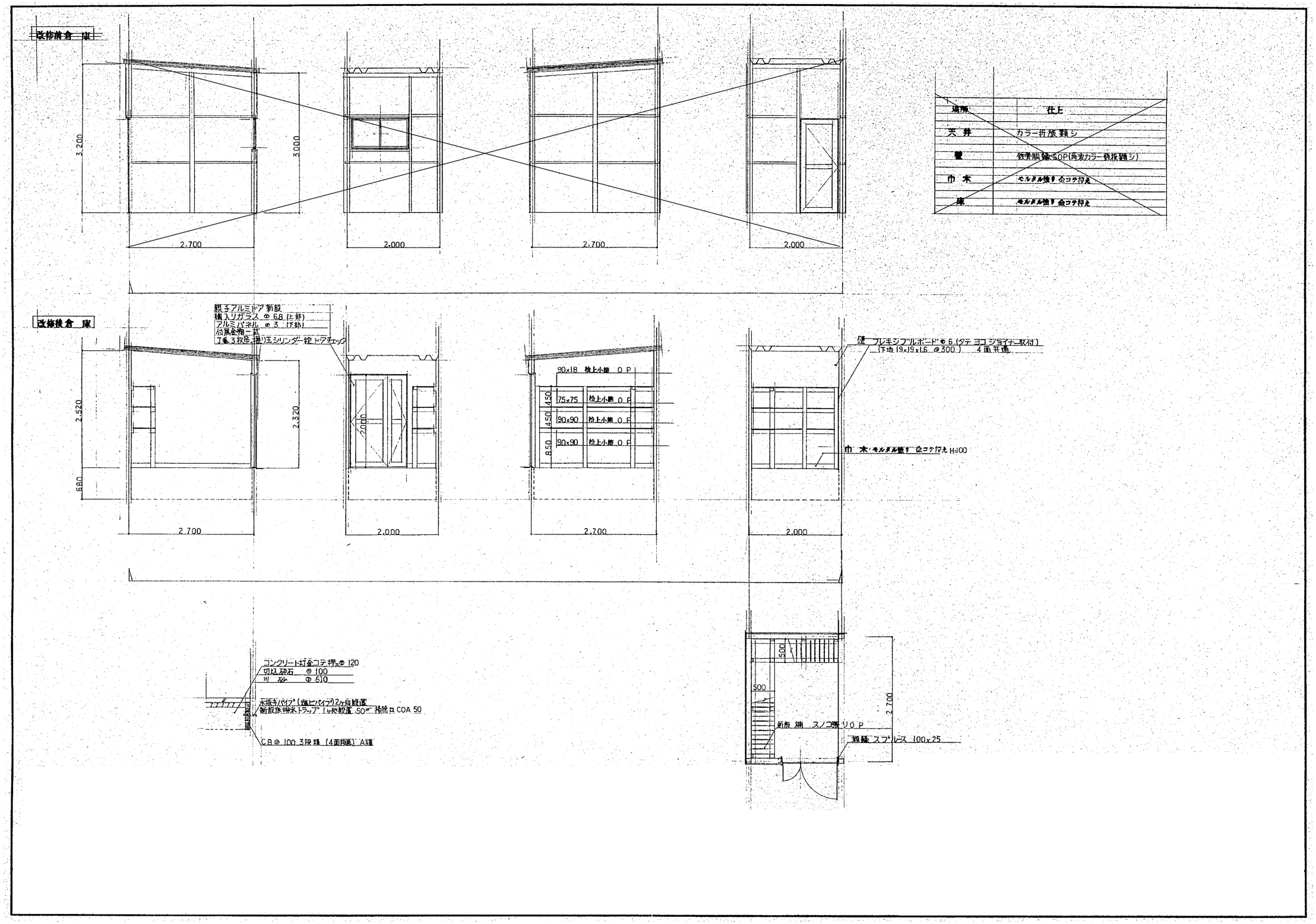

		春日部市 学校教育部 教育施設課	日付 2026. 7.17 縮尺 NONSCALE	工事名称 緑小学校プール解体工事 図面名称 倉庫展開図【撤去図】	図面No. A-12

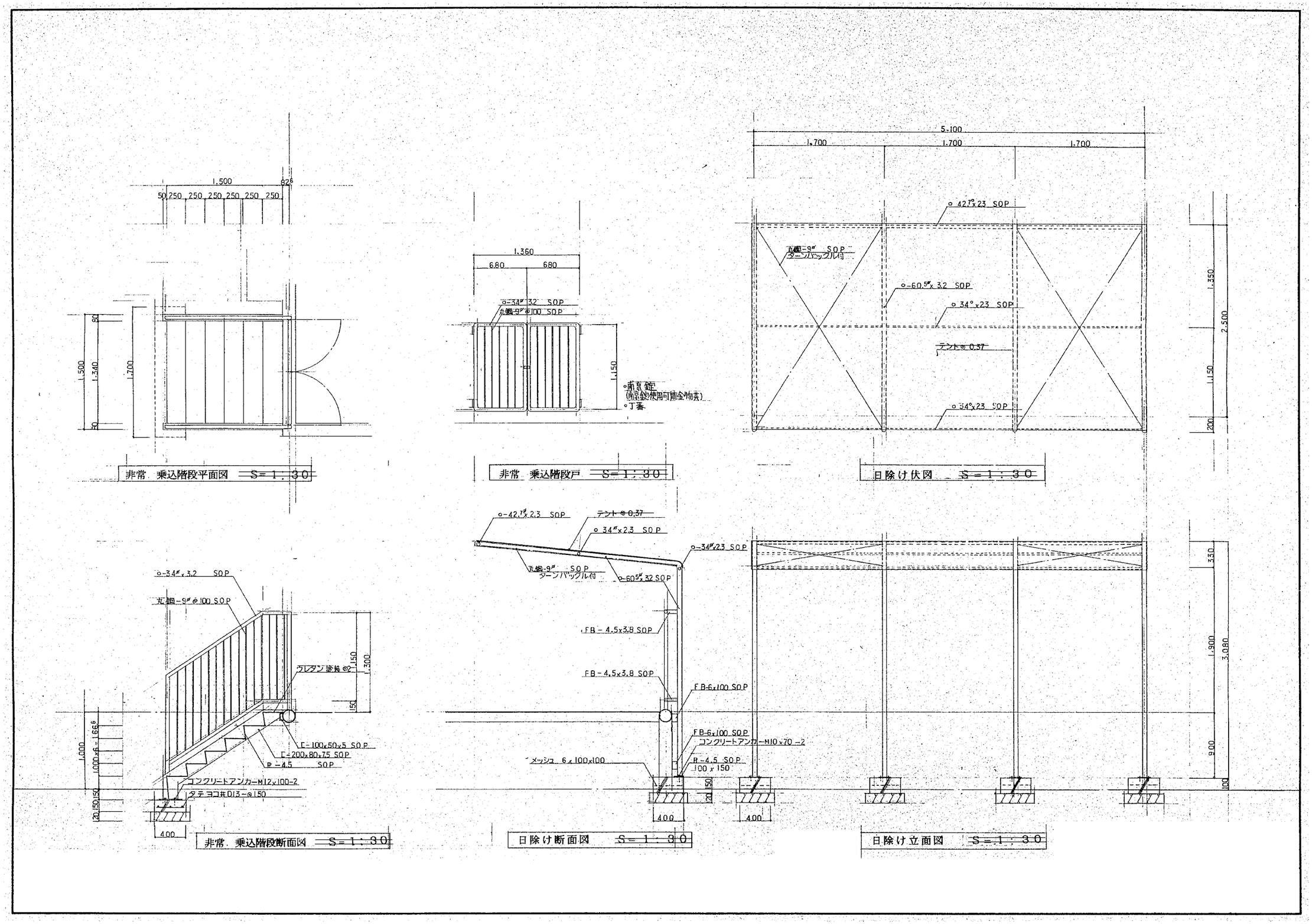

	春日部市 学校教育部 教育施設課	日付 2026. 7. 17 縮尺 NONSCALE	工事名称 緑小学校プール解体工事 図面名称 非常乗込階段・日除け詳細図【撤去図】	図面No. A-13

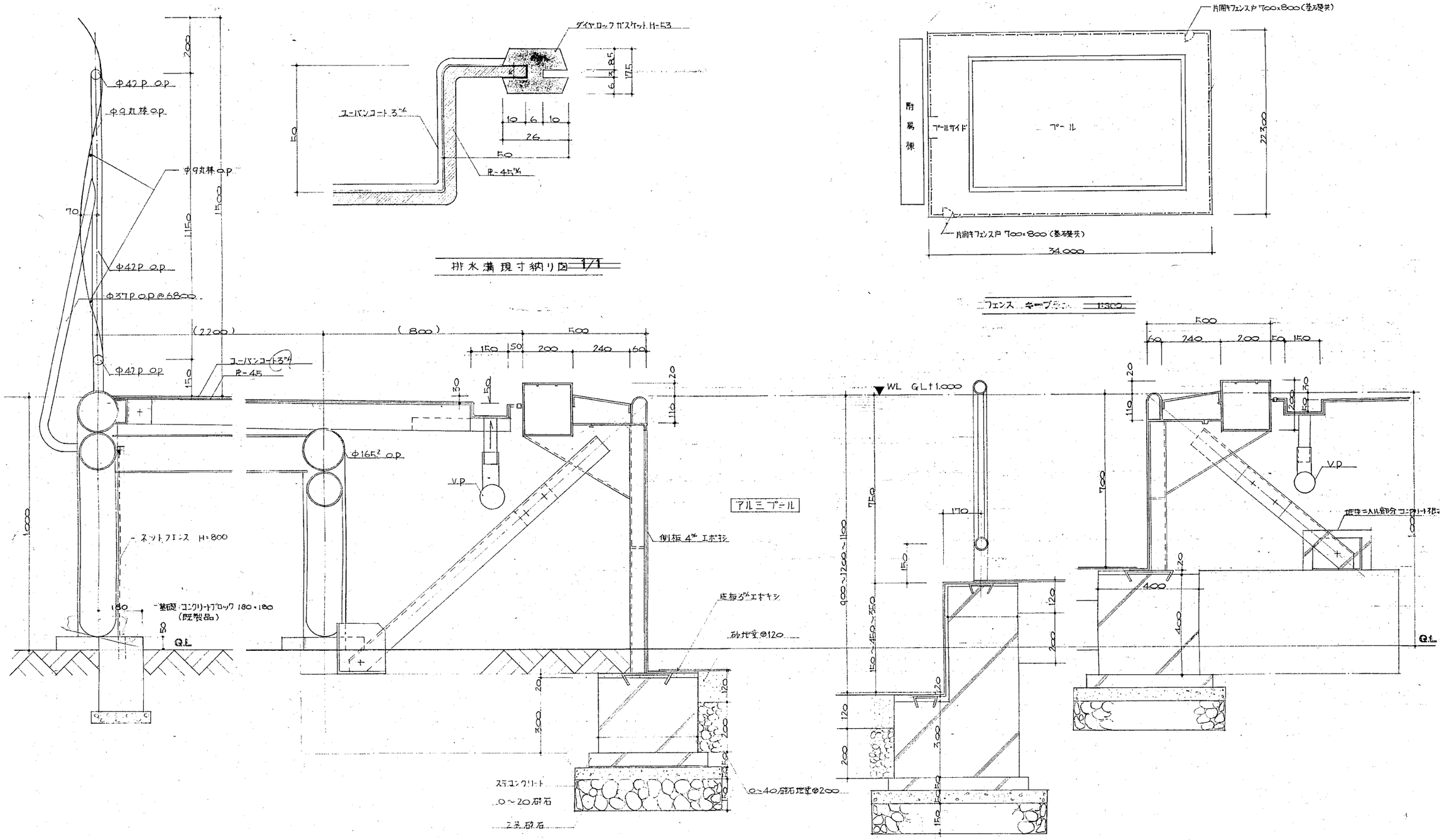

註) ( ) 内記入寸法は平面図による

	春日部市 学校教育部 教育施設課		日付 2026. 7. 17 縮尺 NONSCALE	工事名称 緑小学校プール解体工事 図面名称 プール及びプールサイド断面詳細図【撤去図】	図面No. A-14

1	機械室		2	機械室		3	機械室		4	女子更衣室		5	女子更衣室		6	女子更衣室		7	女子更衣室	
	珪藻土梱包ton袋	4枚		フィルター（1.450×370）	3枚		バケツ、ほうき、ブラシ、塵取り	各 1		バケツ ホース、その他	4個		バケツ ほうき、たわし 塵取り	30個 30本・60個 15個		バケツ、ほうき、塵取り、ホース			ブラシ 水切りワイパー	70本 7本
																			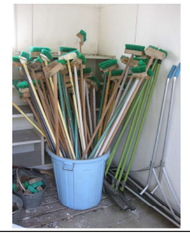	
8	男子更衣室		9	男子更衣室		10	男子更衣室		11	男子更衣室		12	男子更衣室							
	プールフロート	7袋		ヨシズ ビート板、ゴムマット	3本		ビート板、ゴムマット			ホース			コースロープ							
13	倉庫		14	倉庫		15	倉庫		16	倉庫					20					
	日除けシート、その他	6袋		机、椅子、バケツ、他			ロープ、ブラブイ、他			看板、ゴミ掬い、他										
17	機械室		17	機械室		17	機械室		17	機械室										
	ろ過装置 平成4年設置			ろ過装置			ろ過装置			ろ過装置										

	春 日 部 市 学 校 教 育 部 教 育 施 設 課	日付 2026. 7.17	工事名称 緑小学校プール解体工事	図面No. A-15
		縮尺 NONSCALE	図面名称 残置物リスト【撤去図】	

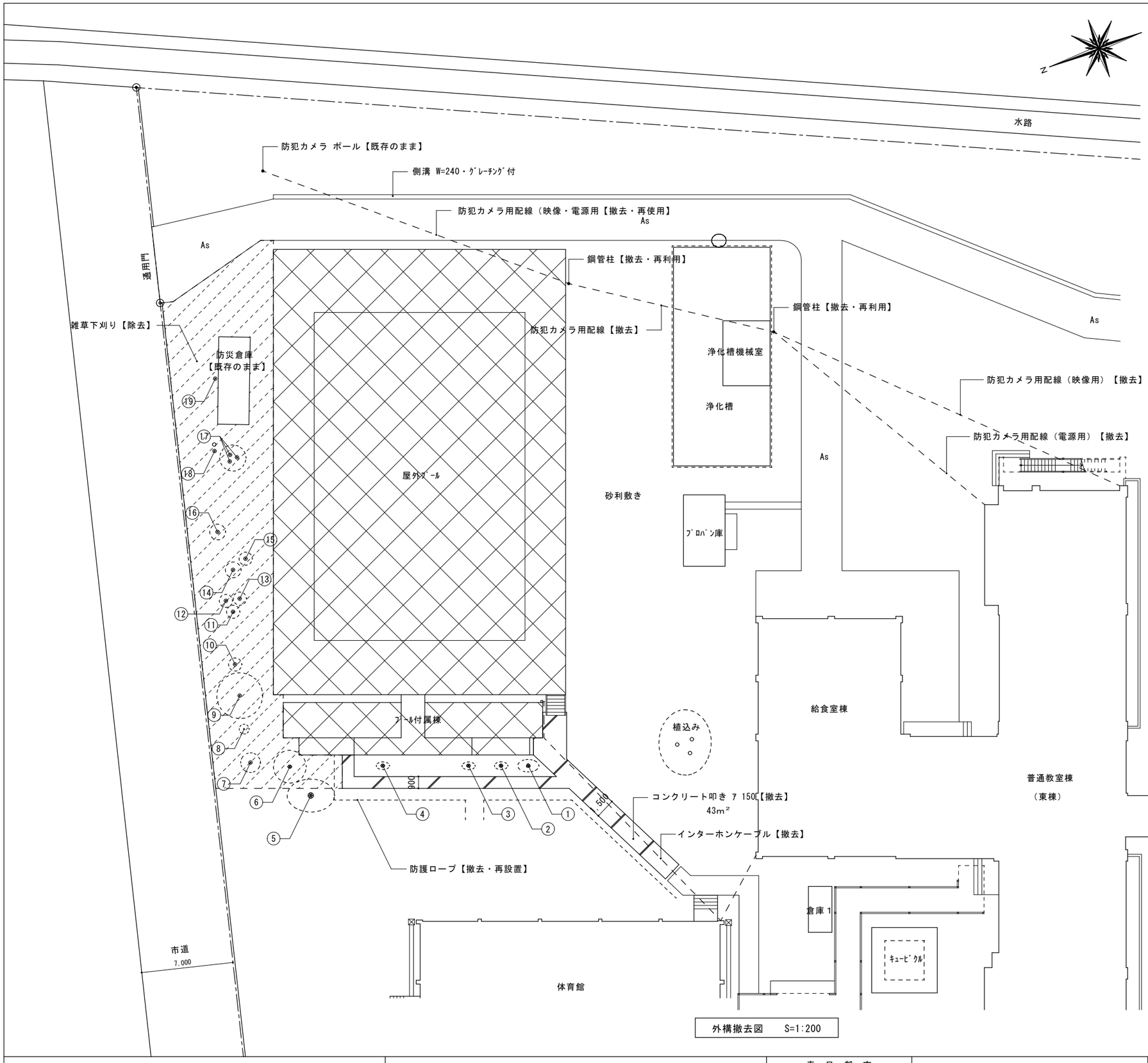

外構撤去図　S=1:200

樹木【撤去】一覧

	名称	幹周	枝ぶり	高さ	備考
①	キンモクセイ	300	1600	2700	３株立ち
②	キンモクセイ	450	1000	2700	２株立ち
③	キンモクセイ	450	1000	2700	２株立ち
④	キンモクセイ	450	1000	2700	２株立ち
⑤	モチノキ	400	3600	4000	４株立ち
⑥	キンモクセイ	400	2400	5000	３株立ち
⑦	キンモクセイ	200	1500	2500	４株立ち
⑧	切り株	Φ750			
⑨	キンモクセイ	450	3500	6000	
⑩	低木		1000	1300	
⑪	低木		1000	2000	
⑫	低木		1000	1600	
⑬	低木		1000	2000	
⑭	キンモクセイ	200	1200	2000	
⑮	低木		1000	2000	
⑯	低木		1200	1800	
⑰	桐木	250	2000	5000	３本
⑱	低木	50	2000	2000	２本
⑲	桐木	100		3000	１本
	雑草下刈り【除去】 278㎡				

凡　例

対象施設を示す。

春日部市 学校教育部 教育施設課	日付 2026. 7.17 縮尺 A1：1/150 A3：1/300	工事名称 緑小学校プール解体工事 図面名称 外構撤去図	図面No. A-16

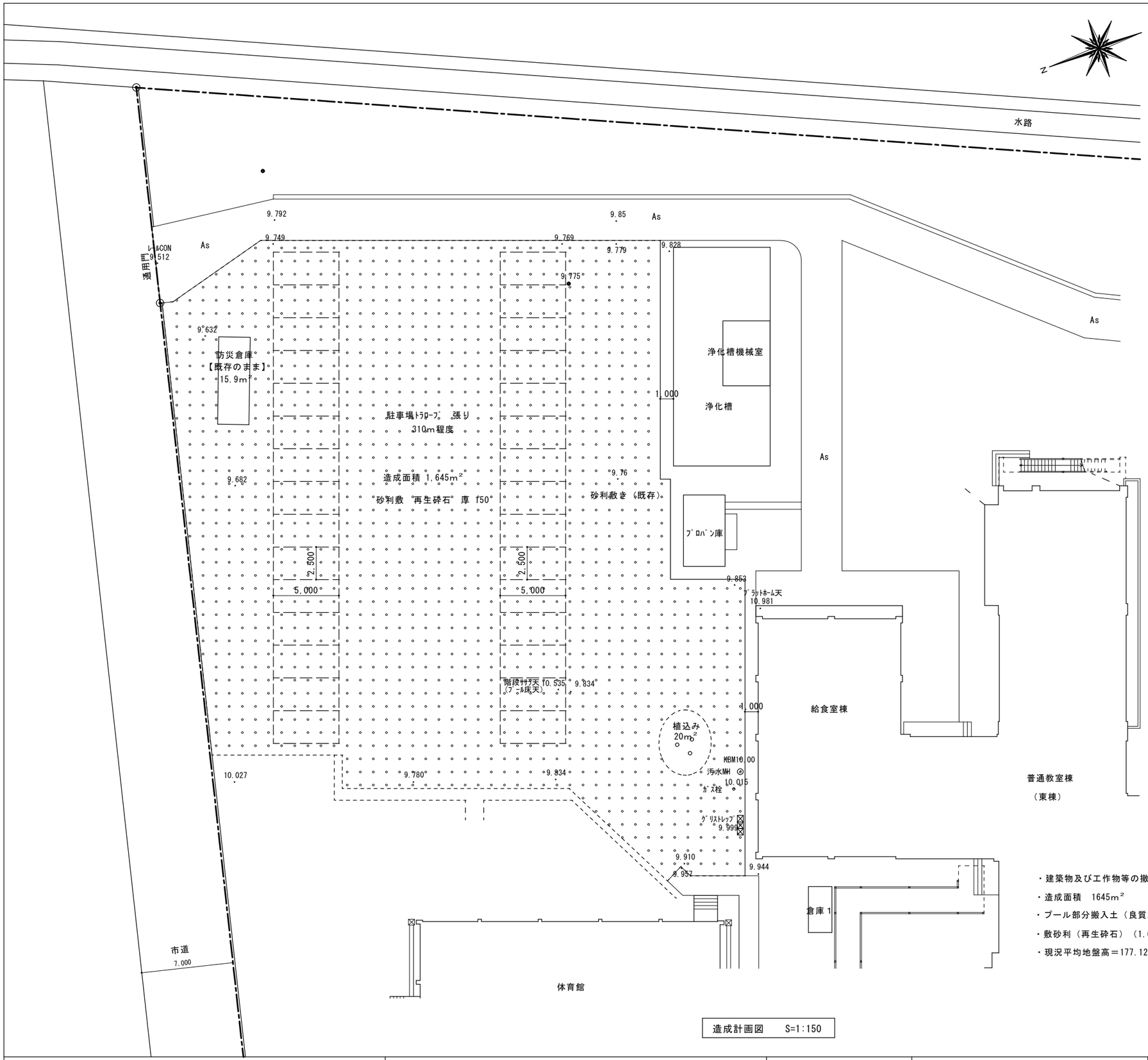

造成計画図　S=1:150

・建築物及び工作物等の撤去後、概ね平坦に場内敷き均しを行い転圧の上、敷砂利(再生砕石 厚 150) とする。

・造成面積　1645m²

・プール部分搬入土（良質土）基礎・地中梁分として 210m³ ×1.3＝273m³

・敷砂利（再生砕石）（1.645m² ×0.15＝246.75m³）×1.3＝320m³

・現況平均地盤高＝177.127/18点＝9.84 ≒ 計画平均地盤高 9.84+0.15＝9.99

春日部市 学校教育部 教育施設課	日付 2026. 7. 17 縮尺 A1：1/150 A3：1/300	工事名称 緑小学校プール解体工事 図面名称 造成計画図	図面No. A-17